

# 平成29年度衣浦6市障害福祉担当課長及び担当者合同会議次第

日時：平成29年8月17日（木）15時～

場所：高浜市いきいき広場1階会議室B

## 1. あいさつ

## 2. 自己紹介

## 3. 議題

- (1) 訪問系サービス及び移動支援における費用算定の最短時間について【碧南市】
- (2) 重度訪問介護の支給量の決定方法について【刈谷市】
- (3) 障害児のサービス利用について【安城市】
- (4) 障害福祉サービス及び障害児通所給付費のサービスでの診断書等の有効期間について【高浜市】
- (5) 障害者日常生活用具の見直しについて【西尾市】
- (6) 特例補装具の申請について【高浜市】
- (7) 日常生活用具ストマ用装具・紙おむつの決定について【高浜市】
- (8) 更生医療の人工透析の場合の請求について【高浜市】
- (9) 特別障害者手当等の有期設定について【刈谷市】
- (10) 手話言語条例について【安城市】
- (11) 福祉避難所について【西尾市】
- (12) 障がい者に係る防災施策について【高浜市】
- (13) 第1期障害児福祉計画作成にあたる障害児のニーズ把握について【知立市】
- (14) 福祉タクシー助成制度の契約について【高浜市】

## 4. その他

※ 次回開催：平成30年 月頃（碧南市）

## 衣浦6市障害福祉担当課長及び担当者合同会議出席者名簿

日時 平成29年8月17日(木) 15:00～  
場所 高浜市いきいき広場1階会議室B

市名	担当課	職名	氏名	会議	懇親会
碧南市	福祉課	課長	金原 厚夫	○	○
		係長	岩月 保	○	○
		主事	澤田 直也	○	○
刈谷市	障害福祉課	課長	小出 多恵子	○	○
		主事	眞野 浩志	○	○
		主事	徳田 希美	○	○
		主事	梶野 健輔		○
安城市	障害福祉課	課長補佐	稲垣 豊彦	○	○
		係長	野上 達也	○	
		主査	早藤 正樹	○	
		主査	近藤 司	○	
西尾市	福祉課	次長兼課長	大西 敏一	○	○
		主査	白木 雅也	○	○
	※子育て支援課	主事	神谷 陽子	○	
		主事	中村 達也	○	○
知立市	福祉課	課長	瀬古 俊之	○	○
		主査	今井 健太郎	○	
		主事	奥村 真由子	○	○
高浜市	介護保険・ 障がいグループ	グループリーダー	竹内 正夫	○	○
		主幹	唐島 啓一		○
		主査	平川 亮二	○	○
		主任	青野 真佐男	○	○
		主任	森本 将史	○	○

平成29年度  
衣浦6市障害福祉  
担当課長及び担当者合同会議

議題・回答

目次

○議題1（訪問系サービス及び移動支援における費用算定の最短時間について）	1
○議題2（重度訪問介護の支給量の決定方法について）	3
○議題3（障害児のサービス利用について）	4
○議題4（障害福祉サービス及び障害児通所給付費のサービスでの診断書等の有効期間について）	6
○議題5（障害者日常生活用具の見直しについて）	8
○議題6（特例補装具の申請について）	12
○議題7（日常生活用具ストマ用装具・紙おむつの決定について）	14
○議題8（更生医療の人工透析の場合の請求について）	15
○議題9（特別障害者手当等の有期設定について）	16
○議題10（手話言語条例について）	18
○議題11（福祉避難所について）	19
○議題12（障がい者に係る防災施策について）	22
○議題13（第1期障害児福祉計画作成にあたる障害児のニーズ把握について）	23
○議題14（福祉タクシー助成制度の契約について）	24

## 平成 29 年度衣浦 6 市障害福祉担当課長及び担当者合同会議議題及び回答

### 1 訪問系サービス及び移動支援における費用算定の最短時間について（碧南市提案）

居宅介護の身体介護のサービス提供について、「所要時間 30 分未満の場合」として算定する場合の所要時間は 20 分以上とされているが、その後の 30 分毎に設けられている費用算定区分については、何分間毎の提供から各算定区分の該当とみなすか。（例えば、20 分未満の提供は算定しないとして、30 分以上 1 時間未満の区分への該当は 50 分間以上の提供の場合としている など）

#### 【碧南市回答（提案市）】

サービス提供時間が、20 分以上 50 分未満の場合は「30 分未満」の区分で、50 分以上 1 時間 20 分未満は「30 分以上 1 時間未満」の区分で、1 時間 20 分以上 1 時間 50 分未満は「1 時間以上 1 時間 30 分未満」の区分で、という条件にて適用しております。

#### 【刈谷市回答】

本市では特に規定を定めておらず、事業所の請求に基づき行っている。

障害福祉サービスの訪問系サービスの場合、事業所などから問い合わせ等があった際には質問事項のとおり 30 分以上 1 時間未満の区分についても 50 分間以上の場合に算定するように案内をしているが、実際は事業所の請求に基づき支払いを行っており、徹底した確認ができていない状況となっている。

また、移動支援についても障害福祉サービス同様に 30 分ごとの報酬算定構造になっているが、明確な基準等がないため、現状では極端に短時間での請求がされている場合には、事業所にその都度確認をし、算定の可否を判断している。

現在、訪問系サービス同様の報酬算定とする方向で、算定方法の見直しを検討している。

#### 【安城市回答】

30 分以上 1 時間未満であれば、30 分から 59 分までを 1 時間以上 1 時間 30 分未満であれば、1 時間から 1 時間 29 分までを算定区分の該当としています。

#### 【西尾市回答】

居宅介護の身体介護のサービス及び移動支援の算定区分については、双方とも 20 分未満の提供は算定しないとしております。

移動支援については、30 分以上 1 時間未満の区分への該当は 30 分以上の提供の場合としており 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合以降も同様としています。

居宅介護の身体介護のサービスについては、30 分以上 1 時間未満の区分への該当は 45 分以上の提供の場合としており 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合以降も同様としています。

【知立市回答】

移動支援及び居宅介護サービスについては、当該30分を1分でも超えた時点で次の算定区分でみなしている。

質問の通り、当初の30分に係る所要時間は20分以上と定められているが、それ以外の時間帯に対して、特に取り扱い上の取り決めが把握できないため。

【高浜市回答】

30分未満の場合は碧南市と同じである。それ以上については特段決めておらず、国保連審査通りとしている。

2. 重度訪問介護の支給量の決定方法について（刈谷市提案）

重度訪問介護の支給決定は支給決定基準があるか。また、本人希望の支給量ではなく、聞き取りを実施し、必要時間数を算出しているが、別途支給決定において各市独自の条件等を設けているか。例：モニタリングを6ヶ月ごとに設ける、夜間支援における条件等

【碧南市回答】

碧南市では、支給決定基準を特に定めておりません。

各サービスの支給については、他の受給者との公平性、対象者の障害・世帯等状況、及び社会資源等を考慮し、支給決定を行っております。

また、重度訪問介護については、現在碧南市では受給者は1名であり、サービスの利用計画及びこれに伴う関係者の会議等において、必要とされた支給内容にて支給決定を行っている状況です。

【刈谷市回答（提案市）】

本市では、障害福祉サービス支給決定基準に基づき支給決定をしている。

本人、家族、相談支援事業所（転入者の場合は以前の支給決定市町村、相談支援事業所）等から聴取を行い、必要時間を算定している。内規等による定めはないが、セルフプランの場合、モニタリングが実施されずに希望支給量による支給決定になり、膨大な支給量となってしまう可能性が高いため、支給量管理の目的でセルフプランではなく計画相談支援の支給決定を促すようにしている。

また、夜間支援が必要となる場合は人工呼吸器等の呼吸管理やその他の明確な理由があるかを確認した上で支給決定をしている。

【安城市回答】

同じく聞き取りを実施し、必要時間数を支給しています。

市独自の条件は設けていません。

【西尾市回答】

重度訪問介護の支給決定基準は設けておりません。相談支援事業所が聞き取りを実施し、必要時間数を算出しています。

重度訪問介護については、市独自の条件等も設けておりませんが、支給決定については、相談支援事業所が提出するサービス利用計画を担当者が内容の確認をし、妥当であればそのまま支給決定をしております。しかし、計画案の段階で意見の調整が困難な場合、ケース検討会議、訪問等、意見調整をしたのち、必要なサービスの支給のみとしています。

【知立市回答】

特に支給決定基準を定めてはいないが、モニタリングは少なくとも6ヶ月ごとには設定している。

【高浜市回答】

重度訪問介護について支給決定事例がほとんどなく、現時点で支給決定基準を設けていない。

### 3 障害児のサービス利用について（安城市提案）

事務処理要領を見ると必ずしも診断名を有してなくてもいいとあるが、各市で児童に対し支給決定をする際、どのような基準で対象者とみなしているか。

#### 【碧南市回答】

障害者手帳、自立支援医療の受給者証、特別児童扶養手当証書又はこれらの申請時の診断書、若しくは医療機関、児童相談センター、小中学校、幼稚園又は保育園等の教育機関などの関係機関からのサービスの利用についての意見書を確認し、対象とするか及びサービス利用適否の判断資料としています。

#### 【刈谷市回答】

原則以下のいずれかの書類で対象障害児とみなして支給決定を行っている。

①障害者手帳（身体・療育・精神）

②特別児童扶養手当を証明する書類

手帳を有しないまたは手当等を受給していない場合は、以下の書類で障害が想定され支援の必要性を確認している（その場合は、診断名は必要としていない）。

③病院の診断書

④作業療法士等が作成するリハビリ計画書

⑤保健センター等の面談記録

⑥児童相談センターの発達検査結果 など

上記の方法で確認ができない場合は、特例的に以下の者も認めている（その場合は、相談支援事業所が作成する計画書の内容や学生手帳等で確認する）。

⑦特別支援学校または特別支援学級に在籍者

※難病を有する児童として支給申請があった場合は、障害者と同様の取扱いとなるため、認定マニュアルを参考しながら、関係機関等への照会により確認する。

#### 【安城市回答（提案市）】

安城市では、手帳を持っていない児童に対して、医師の診断書を求めています。内容は、診断名がおりていれば、診断名を書いてもらいますが、はっきりしない場合は「発達障害の疑い」などでもよいとし、医師により、療育が必要と判断されているか否かで支給決定しています。

また、稀なケースで、児童相談所が虐待などに関わっていて、手帳取得まではいかないが、福祉サービスが必要と判断し、意見書を書いてくれたケースもあります。

進学相談などで、年長のときに教育センターと関わり、教育センターの心理士と何度かやり取りして、心理士が児童の様子を把握し、意見書を書いてくださった例もあります。

しかし、なかには、主治医もおらず、何かしらの機関に相談もしていない児童もいて、そういった方は、まず、どこかに相談しましょうと提案するのですが、その後、福祉サービスに繋がる方もいれば、繋がらない方もいます。

今回は、各市でどのような基準で対象者とみなしているかをお伺いして、今後の参考にしたいと思いこのような質問をしました。

**【西尾市回答】**

医師や臨床心理士、スクールカウンセラー等に意見書を求め、療育の必要があると判断されれば利用できることとしています。例えば、療育センターを利用している就園前の児童が、児童発達支援を利用したい場合に、療育センターに関わる医師や臨床心理士の意見書にて支給決定することが主な事例としてあります。

**【知立市回答】**

各種障害者手帳及び自立支援医療、指定難病の医療証所持者、特別児童扶養手当対象者、または個別に診断名や療育が必要な理由等が記載された医師の意見書を提出していただいた方を対象者とみなしている。

**【高浜市回答】**

当市では、内規で該当児童が障害福祉サービス等を受給できるか否かの認定基準を別紙のとおり設けている。この基準のうちいずれかに該当する場合サービスの対象者とみなし利用を認めている。



4 障害福祉サービス及び障害児通所給付費のサービスでの診断書等の有効期間について（高浜市提案）

手帳などがなく診断書による認定を行っている場合、どれぐらいの頻度で診断書の再提出を求めているか。また、手帳が更新されず有効期限切れの場合、その取扱いはどのようにしているか。

【碧南市回答】

診断書、意見書等での認定の場合、この有効期限は2年間としています。

有効期間内の診断書、意見書、手帳等を所持していない場合は、改めてこれらの提出を求めています。

【刈谷市回答】

＜障害福祉サービス及び障害児通所給付費＞

診断書の再提出については、新規申請時に提出してもらうのみで再提出は求めている。ただし、診断書による認定を行った場合は福祉システム内のメモに認定状況を入力している。

手帳が更新されず有効期限切れについては、実例がないが、サービスを利用していくためには、その身体に合った新しい手帳に作り直すよう、更新を勧めている。また早急に利用の希望があれば、手帳の代わりになるもの（診断書等）の提出により、支給決定する方向で考えている。

【安城市回答】

再提出は求めていません。診断書を再提出いただいても、書いてあることはあまり変わらないと思われます。また、再提出で、意見書が出ない場合、サービスが受けられなくなるのがその児童にとってよいことなのか疑問に感じます。

手帳の有効期限切れというのは、あまり事例はありませんが、手帳非該当になってしまった対象児には、サービス支給の根拠がなくなってしまうので、診断書を求めています。

【西尾市回答】

最長の障害福祉サービスの支給期間の更新に合わせて診断書の提出を求めています。

ただし、サービスの支給期間が1年の場合は、診断書の提出は2年に1度としています。これまで、サービスの支給期間が3年で、診断書の再提出を求めた実績はありません。

サービスの更新時に手帳の有効期間が確認できない場合は、診断書等の提出を求め、手帳のない場合の申請と同じ対応となります。（福祉課）（子育て支援課）

**【知立市回答】**

原則、1年に1度の更新時には診断書の提出を求めるようにしている。

支給決定期間内に療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来し、かつ更新できていない場合、もしくは資格喪失になってしまった場合には、既に決定をおろしている分には影響させない。

ただし、次回の更新の際には、まずは手帳の更新手続きを進めるように促している。特に児童の場合であるが、療育手帳が判定の結果IQが該当せず返還になった方で、特別児童扶養手当の受給者でなければ、場合に応じて精神障害者保健福祉手帳の紹介をしたり、医師の意見書の取得を促したりして、サービスの利用に当たっては必ず手帳もしくは自立支援医療受給者証、医師の意見書等の提出を求めている。

**【高浜市回答（提案市）】**

平成24年ごろから、手帳や自立支援医療などがなく診断書によるサービス利用が増えてきている。しかしながら、当市では診断書による認定の再提出をしておらず、他市の状況を踏まえ、その再提出時期などを検討したいと考えている。

手帳が更新されず有効期限切れの場合は、現時点で事例はほぼ確認できないため、他市の状況を踏まえ、対応を考えていく予定である。

5 障害者日常生活用具の見直しについて（西尾市提案）

近隣市との相違を是正するため、当市の要綱・品目の資料を示し、他市の扱い品目や金額等が異なるところがあればご教示願いたい。

【碧南市回答】

1 対象障害及び程度が異なるもの

- (1) 特殊マット：下肢又は体幹機能障害は2級以上が対象
- (2) 頭部保護帽：知的障害はA判定以上が対象
- (3) T字状・棒状つえ：「片側の使用のみで歩行を十分行うことができる者」も必要条件
- (4) 自動消火器：精神障害は2級以上も対象
- (5) 盲人用時計：視覚障害の2級以上を対象とし、盲人のみ及びこれに準ずる世帯に限らない。
- (6) 紙おむつ等：次のいずれかに該当する者
  - ア ストマの著しい変形又はストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着できない者
  - イ 二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者
  - ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者
  - エ 6歳未満に発生した脳性麻痺その他の脳原性運動機能障害により排便・排尿の意思表示が困難な者
  - オ 難病患者にあっては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者

2 対象者の年齢要件があるもの

- (1) 3歳以上を対象とするもの  
入浴担架、移動用リフト、訓練いす、移動・移乗支援用具、透析液加温器
- (2) 学齢児以上とするもの  
体位変換器、歩行時間延長信号機用小型送信機、盲人用体温計（音声式）、点字ディスプレイ、携帯用会話補助装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用勝治文書読上げ装置、視覚障害者用ポータブルレコーダー

3 性能等が異なるもの

- (1) 視覚障害者用ポータブルレコーダー
  - ア 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能なもの
  - イ 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能なもの
- (2) ストマ用装具  
ストマを造設した者が便及び尿を処理するもの（蓄便袋、蓄尿袋、皮膚保護剤及び

袋を身体に密着させるもの)

4 耐用年数が異なるもの

情報通信支援用具：10年

5 基準額が異なるもの

(1) パルスオキシメーター：157,500円

(2) 情報通信支援用具：100,000円

(3) 人工内耳スピーチプロセッサ：350,000円 (付属品を含む)

(4) 紙おむつ等：紙おむつは、脱脂綿、サラシ、ガーゼは、12,000円/1か月  
洗腸装具は、17,716円/6か月

(5) 住宅改修費：300,000円。ただし、対象者が市町村民税（4月から6月までは前年度分の市町村民税）が課されていない世帯に属するときは、450,000円

6 当市の補助品目でないもの

浴槽（給沸器を含む）、浴槽（個別給付）、給沸器（個別給付）、パーソナルコンピューター、音声ICタグレコーダー、点字図書

【刈谷市回答】

・西尾市にはあるが、刈谷市には扱えない品目

浴槽（給沸器を含む）、浴槽（個別給付）、給沸器（個別給付）、パーソナルコンピューター、音声ICタグレコーダー

・金額等が異なるもの

※その他詳細は、別添要綱参照。

(次ページに続く。)

品目	西尾市	刈谷市
火災警報器	15,500 円 (1 世帯につき 2 台を限度とする) 聴覚障害者用は 72,700 円	15,500 円 (ただし 1 世帯につき 3 台を限度とし、住宅の 2 階以上の階に寝室がない場合は 2 台までとする)
動脈血酸素飽和度測定装置 (パルスオキシメーター)	72,000 円	157,000 円
人工内耳スピーチプロセッサ (買替え) 電池	350,000 円 (スピーチプロセッサ 200,000 円、電池 150,000 円)	350,000 円
人工内耳用電池	—	2,500 円/月
紙おむつ等	12,360 円./月	12,000 円/月

【安城市回答】

安城市では、全額負担になってしまう課税状況が、市民税所得割 46 万円以上の世帯で、補装具に合わせています。

パソコン、浴槽、給湯器、音声 IC タグレコーダーが安城市では対象外です。

安城市では、人工内耳プロセッサの基準額 30 万円、住宅改修の基準額が 30 万円、パルスオキシメーターの基準額が 157,500 円などの違いがあります。

安城市では年齢制限があるものが、西尾市では制限がないものが多くみられました。細かい違いは安城市の HP に「日常生活用具の給付のご案内」が載っているので、参考にしてください。

【西尾市回答 (提案市)】

【知立市回答】

別紙のとおり

【高浜市回答】

別紙参照

T字状・棒状のつえ A2200円。B3,000円

頭部保護帽 12,160円

パルスオキシメーター 157,000円

パーソナルコンピューター 対象外

情報通信支援用具 100,000円

点字器 標準型 A10,400円、B6,600円

携帯型 A7,200円、B1,650円

音声ICタグレコーダー 対象外

人工喉頭 笛式5,000円、電動式70,100円

点字図書 対象外

人工内耳スピーチプロセッサ 対象外

紙おむつ 12,000円

収尿器 男性用 A7,700円、B5,700円、

女性用 A8,500円、B5,900円

住宅改修費 450,000円

## 6 特例補装具の申請について（高浜市提案）

特例補装具の申請があった際、特例とみなすまでにどのような聞き取り・調査を行っているか。年に何件ぐらい申請があるか。もし今までに特例を却下された事例があれば、どのような理由で却下とし、またその後どのような対応をされたのか教えていただきたい。

### 【碧南市回答】

碧南市では、特例補装具の申請は、年に1件程度の申請があり、却下した事例はありません。

支給決定にあたっては、基準内の補装具の判定に要する資料に加え、特例補装具費支給についての理由書の提出を求め、基準内の補装具では対応できない理由を確認しています。

### 【刈谷市回答】

申請者やその家族は、特例であることやその理由を知らないことが多いため、主に見積書を作成した業者に対して聞き取りを行なう。

平成28年12月に西三河更生相談所にどのような観点で特例補装具の調査を行えばよいか確認しており、それに基づいて聞き取りを行なっている。

#### 聞き取り確認事項

- ・ 基準内の部品、用具等で対応できない理由
- ・ 特例補装具を利用することで解消されるデメリット、生じるメリット
- ・ 部品や用具の仕入れ価格と比較した、見積書に記載された価格の妥当性

平成28年度は4件の申請があり、却下とした事例は近年ない。

### 【安城市回答】

平成28年度4件、平成27年度5件の特例補装具の申請があり、いずれも交付しております。

基準内の補装具で対応できない理由の聞き取りをし、本人及び介助者等に生活の状況及び特例補装具使用における効果の調査を行っております。

### 【西尾市回答】

通常の聞き取りの他、通常の補装具では対応できない理由や特例補装具を利用することで得られる効果等の聞き取りを実施しており、後日、本人の障害状況や実際に特例補装具が使いこなせるか等の調査を実施しております。

近年は年に2件ほど申請が出てきております。

過去に却下した事例は1件ありまして、却下理由は歩行器をリハビリ目的で利用するための申請であったため、日常生活用ではなく治療用に該当すると判断したためであります。

その後の対応としては、医療保険制度で特例補装具を申請して頂けるように案内しました。

**【知立市回答】**

通常の補装具で対応できないか業者や本人家族に確認する。対応できない場合に県にも相談した上で、特例補装具にて受け付けたことがある。申請は年に1回あるかないか。却下はない。

**【高浜市回答（提案市）】**

H28年に児童の特例補装具（車椅子）の申請が一件あり。医師や業者等聞き取りや調査に時間を費やし、決定としたが、前例が少なく判断に苦慮した。今後の申請も考えると少しでも判断材料を増やしたいため他市であった申請の例をお聞きしたい。



7 日常生活用具ストマ用装具・紙おむつの決定について（高浜市提案）

ストマ用装具・紙おむつの申請において、申請日が今年度で対象年月に次年度分がある場合、本市ではすべて今年度分として決定をしているが、各市の決定状況を教えていただきたい。（本市では支払対象年度を決定日で判断している）

【碧南市回答】

申請時の窓口又は後日の電話連絡等によって受給者からの支給券の引渡し及び自己負担額の支払い並びに日常生活用具の納品の予定時期を確認し、申請年度内に事業の完了が見込めるものまでを当該年度分として決定しています。

【刈谷市回答】

刈谷市日常生活用具費支給事業実施要綱に基づき、ストマ、紙おむつ、人工内耳用電池については、最大6ヶ月分（2ヶ月分を3枚）までの申請を可能としており、申請日が今年度であれば、対象年月に次年度分があっても、今年度分として支給決定し支給券を交付している。

【安城市回答】

申請があった年度で決定しています（申請日ベース）。

【西尾市回答】

ストマ用装具・紙おむつの申請については、4月が入る申請までは今年度分としている。例えば、3、4月分や4、5月分の申請であるなら今年度としている。5、6月は次年度となる。それについて、要綱などの定めはない。

【知立市回答】

同様です。

【高浜市回答（提案市）】

年度の区切りなく申請日当月または翌月から最長6カ月申請可能。

8 更生医療の人工透析の場合の請求について（高浜市提案）

人工透析の場合の公費負担額のチェック（特定疾病療養受療証の上限額以上の請求がないか等）はどの程度行っているか教えていただきたい。

【碧南市回答】

申請時に特定疾病療養受療証をコピーさせていただき、申請時書類として保管するとともに、障害福祉システムに当該書類の有無を入力し、所持状況を確認できるようにしております。

また、請求時はレセプトの記載と入力状況を確認し、不明瞭な場合は、医療機関等に問合せ確認をしております。

【刈谷市回答】

更生医療受給者証の期間内の利用かどうかはチェックしているが、特定疾病療養受療証の上限額以上の請求がないかまでは、チェックしていないので、近隣市の状況を参考にこれからどの程度行っていくべきか検討していきたいと考えている。

【安城市回答】

連名簿の特記コードと一部負担金、決定金額の合計を比較し確認をしています。

【西尾市回答】

システム上で抽出するレセプトチェックエラーの項目として入っていないため、ほとんど実施していない。（可能であれば入れたいが現在まで改修に至っていない）

なお、当市は、透析の更生医療の請求がほぼ1病院に集中しており（認定申請等書類もまとめて代行作成しているため）、誤請求されにくい部分があるのではないかとと思われる。

【知立市回答】

当該事務に関係する部署が、更生医療担当部署は福祉課、特定疾病療養受療証の担当部署は国保医療課と複数の課にまたがっているため、そこまで厳密なチェックはできておりません。

【高浜市回答（提案市）】

特定疾病療養受療証の提出状況が不明なためチェックは特に行っていない。

9 特別障害者手当等の有期設定について（刈谷市提案）

手当用診断書以外の方法で審査、認定をしている場合、有期設定はどのようにしているか。また、手当用診断書で「有期無」と認定をした方について、あとで特児や療育手帳の認定を受け、そちらに有期が設定されたり、等級の変更が生じた場合はどのように取り扱っているか。他市での状況を教えていただきたい。

【碧南市回答】

手帳に基づき認定する場合は、当該手帳の有期設定状況と同様に設定しております。手当用の診断書に基づき、設定した有期認定については、手帳の新規交付や等級変更に伴う認定請求があった場合は、従来の有期設定等認定内容を引き継がず新たに設定を行っております。

【刈谷市回答（提案市）】

刈谷市では、手当用診断書で認定をした方については、診断書に記載されている有期のおおりに有期の設定をし、手帳や特児1級診断書で認定した場合は、手帳や特児の有期の結果に合わせて有期設定をしている。

先日、「有期無（当時、何に基づいて認定し、有期無としたか不明）」としていた障害児について、特児1級だった者が特児2級に変更になったことがわかり、内容について精査したところ、障害児福祉手当が非該当になるということがわかった。有期無としていたが、家族に状況を説明し、再度医療機関にて検査、手当用診断書を提出、障害児福祉手当該当となった事例があった。このとき、1ヶ月間支給されない期間が生じた。

【安城市回答】

身体障害者の場合、手帳の交付時に手当の案内を行うため、手帳申請時の診断書から認定要件を確認できる場合は、手当用診断書の省略をしています。療育手帳については、刈谷児童相談センター・西三河福祉相談センターからの通知により、IQ20以下と確認できた場合、手当用診断書を省略しています。

どちらについても、有期は手帳の有期に基づき設定しています。認定後、特児や療育手帳を取得した場合でも法定分について有期の変更はありません。ただし、加算手当については、手帳の有期にあわせて確認しています。手帳の等級に変更がある場合は、その都度加算手当を見直しており、減額は手帳の交付の翌月から、増額は増額の申請を受け付けた翌月からを対象としています（基本的に、手帳の交付時に説明・申請をしてもらっている。）。

【西尾市回答】

IQ20以下で認定している場合は、療育手帳次回判定年月日経過後の直近の1月、4月、7月又は10月末で有期設定しています。

療育手帳の新規取得や、手帳の等級に変更が生じ、手当の種別が変わる場合などは、手帳交付の際に種別変更の手続きなどを案内するため、特に有期は設定していません。特児に関しては担当課が異なるため、考慮していません。

【知立市回答】

- ① 身体手帳・療育手帳で認定をした場合手帳の有期をふまえて設定している。
- ② 有期無で継続する。

手帳はA種、B種の判断材料としては有期をふまえて変更する場合がある。

【高浜市回答】

手当診断書以外の審査の場合、身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当の有期経過後の直近の1・4・7・10月で設定している。

手当用診断書が「有期無」となっている場合は有期無で認定している。

10 手話言語条例について（安城市提案）

制定に対する各市の考えをご教授いただきたい。

【碧南市回答】

現在のところ、早急な制定の予定はありません。  
今後の近隣市及び愛知県の変向を踏まえ対応を検討していきたいと考えております。

【刈谷市回答】

本市としては、全日本ろうあ連盟が例示しているモデル条例案のような手話に限定した「手話言語条例」を制定する考えは現時点においては持っていない。しかしながら、全国手話言語市区長会等全国的な動きはあるため、国や県、市町村の変向に注視しながら、その必要性等についての調査研究は継続していくこととしている。

【安城市回答（提案市）】

現在、安城市の立場としては、昨年12月に愛知県の「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が施行されたことを踏まえ、県の条例で十分補えるため、市の独自条例制定には消極的です。  
※西三河聴覚キャラバンが8/16 午後に安城市を訪問する前に近隣市の変向が知りたく提案しました。

【西尾市回答】

条例化については今年度作成することは考えていない。

【知立市回答】

障害者自立支援協議会の下部組織であるコミュニケーション部会で、知立市聴覚障害者協会会長と話し合い。制定に向けて今後話し合いをすすめていく予定。

【高浜市回答】

必要性は感じるが、現時点では、制定するか否かは未定となっています。各市の状況を踏まえて今後検討します。

### 1 1 福祉避難所について（西尾市提案）

障害者施設で福祉避難所をどれだけ（箇所数・病床数）確保しているか。また、対象となる障害種別、どこまでの等級を対象として合計何人登録しているか。

・指揮系統等運営開設マニュアルの作成の有無、BCPの運用方法などがあればご教示願いたい。

各種福祉避難所の備蓄・備品の有無、どんなものを用意しているか。

#### 【碧南市回答】

障害者施設の福祉避難所は3か所、合計64床を確保しており、各避難所での障害種別、等級などについては事前の対処運分は行っておりません。発災時は全市民とも一旦一般の避難所にて受け入れ、各福祉避難所の開設状況及び保健師等が各避難所を訪問し状況確認を行ったうえで、実際に誰をどの福祉避難所に移送するかを決定する計画となっており、事前の対象者登録等は行っておりません。

また、福祉避難所運営マニュアルを市の防災課が作成し、市福祉部局及び各福祉避難所に設置しております。

避難所（事業所）毎のBCPの策定状況については、把握しておりません。

備蓄品につきましては、別添1のとおりです。

#### 【刈谷市回答】

刈谷市には、福祉避難所が8施設（うち民間が4施設）あり、その中に障害者施設は4施設（うち民間が2施設）ある。なお、対象となる種別や等級についての登録はしていない。

福祉避難所運営マニュアルは作成済みではあるが、近年の大規模災害を踏まえ、内容を再精査中である。また、BCPについても、運用についての詳細は作成はされていないため、いずれも各市の例があれば参考にさせていただきたい。

福祉避難所には車いすや介護用ベッドなどの福祉用具のほか、粉ミルクや白飯、やわらかいおかずなどの非常食、オムツや歯ブラシ、カセットボンベなどの日用品、発電機やのこぎり、油圧式ジャッキなどの非常用機材が備蓄されている。

#### 【安城市回答】

※参考までに「福祉避難所の開設運營業務の概要について」「特定福祉避難所開設マニュアル」を提示します。

現在、安城市では各中学校区単位で設置されている福祉センターに福祉避難所を開設しますが、それとは別に、障害者関係施設等と介護保険施設において、特定福祉避難所を開設できるよう協定を結んでいます。位置づけは、災害時に緊急の入院加療等は不要です、専門的ケアを要す為、一般避難所や福祉避難所では避難生活に困難が生じると認められる災害時要援護者を収容する為に開設されるものです。

障害福祉課関係分としては、県立安城特別支援学校、ぬくもり福祉会（通所施設：ぬくもりの家・ぬくもりワークス・まるくてワークス・ぬくもりの郷）、聖清会（入所施設：ハルナ、通所施設：ラニハルナ）、ポテト福祉会（重心通所施設：ポテトハウス）の8つの施設と協定を結んでいます。しかしながら、市民へは、この特定福祉避難所情報を積

極的には公開していません。特に、殆どが（こだわりを持つ）知的障害に特化している現状から、通学児童・生徒や施設利用者に限定されるものと推測します。

この特定福祉避難所に対し、本年度、防災倉庫と備蓄品が年度末までに配備される予定で進んでいます。27.28年度と希望備蓄品アンケートを実施しましたが、希望通りの配備は困難な状況です。

現状、災害時要支援者名簿は現在作成中ですが、それと福祉避難所対象者とは別の考えを持っており、福祉避難所の対象は一般避難所での生活が困難な方に開放される考えです。これにより、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）を有しても、一般避難所での生活が可能と判断すれば一般避難所に回る障害者が出てくることとなります。

指揮系統等運営開設マニュアルは資料提示に代えさせていただきます。なお、BCPの運用については、平成25年度に策定した市のBCP見直しを現在行っている状況です。

#### 【西尾市回答（提案市）】

・福祉避難所数	： 37か所	病床数	： 259床
・対象障害者	： 75歳以上の一人暮らしの高齢者		1,729人（1,308人）
	（市が実施するシルバーカードの登録者）		
	： 要介護認定3以上の者		762人（487人）
	： 身体障害者手帳1～2級の者		1,880人（1,259人）
	： 知的障害者A判定の者		373人（373人）
	： 精神障害者1級の者		91人（34人）
	： 難病患者		731人（307人）
	： その他支援を必要としている者		1,058人（607人）
			6,624人（4,375人）

上記のうち、カッコ内は同意者数。6,624人の中で重複者がいるので、実登録者数は6,126人。

- ・マニュアルの作成：作成中（平成29年度中には完成予定）
- ・備蓄・備品については検討中

#### 【知立市回答】

- ・福祉避難所（箇所数・病床数）については別紙のとおり
- ・どこまでの等級を対象として合計何人登録ということとはできていない
- ・マニュアルは作成中
- ・備蓄、備品の有無については別紙のとおり（別紙施設以外は施設での備蓄、備品はなし）
- ・食料品は市の防災倉庫にて一括管理

【高浜市回答】

高浜市では、福祉避難所協定を締結した施設が13施設あり、各施設とも10名受入れを行う協定になっております。それぞれの施設で受入れが可能な要配慮者は下記のとおりとなりますが、身体障害者の受け入れが可能な施設が8施設、知的障がい者及び精神障がい者の受け入れが可能な施設が4施設あります。しかし、障がい者に限定して受入れを行う施設は2施設しかなく、今後協定の締結が見込まれる施設もないため、現在より福祉避難所の受け入れ人数が増える見込みはありません。

福祉避難所の利用は、避難行動要支援者として登録をいただいた方が利用できることとしており、高浜市における避難行動要支援者の範囲で障害にかかる部分は、身体障害者手帳1級又は2級を所持する者（ただし、肢体不自由の場合は3級も含む）、療育手帳A又はBを所持する者、精神障害者福祉手帳1級を所持する者、その他市長が認める者となっております。平成29年6月末の要支援者登録者数は、全体で1,114人、そのうち身体障害者手帳所持者が290人、療育手帳所持者が96人、精神障害者福祉手帳所持者が5人となっております。

福祉避難所運営マニュアルは、平成27年7月に作成し全福祉避難所に配布してあります。今年度の福祉避難所との打合せにおいて、内容の再確認を行い様式等の作成を依頼しています。

福祉避難所の備蓄品については、施設が受け入れを予定している要配慮者毎に別添のとおり配備しております。備品としては、設置を了解していただいた12施設に防災無線を設置し、毎月1回無線訓練を行っております。

【福祉避難所協定書締結状況 H28.12現在】

対象要配慮者（各施設10名受入れ予定）

- 知的障がい者及び精神障がい者 1施設
- 知的障がい者、精神障がい者及び身体障がい者 1施設
- 介護が必要な高齢者、身体障害者、知的障がい者及び精神障がい者 2施設
- 介護が必要な高齢者及び身体障害者 5施設
- 妊産婦及び乳幼児 4施設

【避難行動要支援者 H29.6末現在】

対象者：3,106人

同意者：1,114人 内訳：身体障害者手帳1～3級 290人  
療育手帳A・B 96人  
精神障害者福祉手帳1級 5人



1 2 障がい者に係る防災施策について（高浜市提案）

- ①障がい者に係る防災施策（避難行動時の支援、避難所生活時の支援等）を当事者団体（保護者の会など）も参加して検討する会議体を設置していますか。
- ②会議体を設置している場合は、これまでどのような内容を検討してきましたか。
- ③障がい者向けの防災に係るパンフレットやチラシを市で作成している場合は、1部ご恵与ください。（会議当日にお持ちください。）

【碧南市回答】

- ① 碧南市地域自立支援協議会の作業部会として、障害者災害時支援部会を設けています。
- ② 避難行動要支援者名簿の制度説明とその利活用方法や、毎年市が行っている総合防災訓練に参加し、避難方法や福祉避難所の利用方法についてなどを検討しております。
- ③ 作成しておりません。

【刈谷市回答】

- ①設置していない。 ②-
- ③パンフレット等の作成はしていない。

【安城市回答】

- ①防災施策に限ってはありますが、障害者福祉全般について各種当事者団体との懇話会を年2回開催しております。今のところ懇話会の中で防犯施策についての議題が出たことはありません。
- ②特にありません。
- ③特に作成しておりません。

【西尾市回答】

- ①設置はしていない。
- ③特に作成していない。

【知立市回答】

- ① 防災施策だけではないが主に検討する会議体は設置している
- ② 避難行動要支援者名簿、福祉避難所についてなど
- ③ 特になし

【高浜市回答（提案市）】

- ①今年度より障害者地域自立支援協議会の部会として防災部会を設置しました。
- ②今年度から設置しているため、これまで1回しか部会を開催していませんが、今後次の内容を取り組むこととしております。
  - ・市の防災施策（福祉避難所、避難行動要支援者など）の現状と課題を把握する。
  - ・実際に被災した地域において障がい者とその家族の支援を担当した職員を講師に招いて勉強会を開催する。
  - ・障がい者とその家族での避難訓練を実施する。
- ③本市では作成しておりません。

1 3 第1期障害児福祉計画作成にあたる障害児のニーズ把握について（知立市提案）

計画作成にあたってのアンケートやヒアリング調査について、その方法等をご教示ください。特に医療的ケアを必要とする障害児の数およびニーズについて、どのように把握するか、お聞かせください。

【碧南市回答】

別添2のとおりにて、アンケート調査を予定しています。

特別にご意見をいただきたい事項については、アンケート回収後に予定しているヒアリング時において把握に努める予定です。

【刈谷市回答】

刈谷市では、第1期障害児福祉計画を第5期障害福祉計画と一体のものとして策定することを予定しており、平成28年度に障害福祉計画と合わせて障害児のニーズに係るアンケートやヒアリング調査を実施している。また、医療的ケアを必要とする障害児の正確な人数は把握できていないが、アンケートから、医療的ケアを必要とする障害児の概ねの人数やサービスの利用状況及び今後の利用意向などのニーズについて把握している。

【安城市回答】

市内のサルビア学園に通園する障害児の保護者を対象にアンケートを行います。また、支援学級で放課後等デイサービスを利用している障害児の保護者にもアンケートを行います。

【西尾市回答】

アンケートについては5月に実施しており、障害児については、手帳を持っている児童及び障害児通所受給者証を持っている児童を対象としてアンケートを郵送し、返信用封筒にて返送していただく形式で実施しました。ヒアリングについては、相談事業所、障害児通所支援事業所を対象に、7月31日、8月1日に実施しました。事前に案内文と一緒にヒアリングシートを送付し、提出していただきました。ヒアリングの形式はサービスごとに団体で行い、事前に提出していただいたヒアリングシートをもとに、不明な点を確認したり追加の意見を発言していただきました。医療的ケア児の数の把握については、アンケートに医療的ケアが必要かどうかの設問を盛り込む方法をとりましたが、すべての方が回答をしてくれた訳ではないので、正確な数は把握できていません。

【知立市回答（提案市）】

市内事業所及び当事者団体にヒアリング調査票を送付し、希望者にヒアリングを予定。市内の特別支援学級にアンケート調査を配付した。

医療的ケア児については担当課と協議中。

【高浜市回答】

事業者に対するヒアリングを予定しておりますが、現在検討中です。

1.4 福祉タクシー助成制度の契約について（高浜市提案）

各市の契約の内容について参考にしたいので契約書の様式をご恵与ください。

別紙参照

【碧南市回答】

別添3のとおりです。

【刈谷市回答】

刈谷市心身障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱に基づき、料金体系の違う名古屋地区、尾張三河地区の地域別に、本市では2種類の契約書を使用している。

【安城市回答】

別添をご参照ください

【西尾市回答】

別添様式参照

【知立市回答】

別紙のとおり

【高浜市回答（提案市）】

別紙のとおり

平成29年度  
衣浦6市障害福祉  
担当課長及び担当者合同会議

# 参考資料

## 目次

○議題3関係（高浜市）	1
○議題5関係（刈谷市・知立市・高浜市）	2
○議題11関係（碧南市・安城市・知立市・高浜市）	27
○議題13関係（碧南市）	52
○議題14関係（全市）	58

原則的な確認方法(どれか1つで確認)

①障害者手帳

②特児の証書

③児童相談センターの意見書  
が取得可

④医師の診断書(障害名の記  
載有または、障害が想定され  
る記載有)

特例的な確認方法(どれか1つで確認)

⑤特別支援学校または特別支  
援学級に在籍している

⑥医師に電話連絡等で確認が  
取れる。

⑦市のこども発達支援検討会  
で必要と認められた。

※⑤～⑦のいずれの場合においても、相談員による本人面談を実施し、事務処理要領にさだめられた「障害児の調査項目」にて調査する。

刈谷市日常生活用具費支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活用具(以下「用具」という。)を障害児(者)が購入する際に要する費用の一部を支給することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目、支給対象者及び用具の基準額)

第2条 用具費の支給の対象となる用具の種目は、別表種目の欄に掲げる用具とし、その支給対象者は、本市に住所を有しており、かつ、同表障害及び程度の欄に掲げる要件に該当する者(当該者が18歳未満である場合はその保護者とする。)とする。ただし、次に掲げる施設、学校等に入所又は就学のため市外に居住した者は、本市に居住しているものとみなす。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条に基づく保護施設
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第2項に基づく指定医療機関
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第38条に基づく母子生活支援施設、同法第42条に基づく知的障害児施設、同法第43条の2に基づく盲ろうあ児施設及び同法第43条の3に基づく肢体不自由児施設
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項第5号に規定する障害者職業能力開発校
- (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に基づく特別支援学校
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第12項に基づく障害者支援施設

2 前項の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「施行令」という。)第43条の2第2項に規定する基準に該当する者にあつては、用具費を支給しないものとする。

3 既に用具費の支給を受けて購入した用具と同一の用具に係る申請については、前回の支給の決定をした日から別表耐用年数の欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として用具費を支給しないものとする。ただし、次の各号いずれ

かに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 修理不能により用具の使用が困難となった場合
  - (2) 買替えの方が部品の交換よりも真に合理的又は効果的であると認められる場合
  - (3) 操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が使用効果が向上する場合
- 4 支給の対象となる用具の基準額は、別表基準額の欄に掲げる額とする。  
(介護保険による福祉用具貸与との適用関係)

第3条 介護保険の福祉用具の給付又は貸与を受けることができる場合は、原則として用具費は支給しない。

(用具費の申請)

第4条 用具費の支給を受けようとする者は、日常生活用具費支給申請書を市長に提出しなければならない。

(用具費の支給決定通知等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があつた場合は、調査書を作成するとともに必要な審査及び調査を行い、用具費の支給が適当であると認めるときは、日常生活用具費支給決定通知書を当該支給決定に係る者(以下「支給決定障害者等」という。)に送付し、日常生活用具費支給券を交付しなければならない。

2 市長は、前条の申請書の提出があつた場合において、用具費を支給しないことを決定したときは、日常生活用具費不支給決定通知書を当該決定に係る者に送付しなければならない。

(用具費)

第6条 市長は、支給決定障害者等に対し、別表に定める基準額又は当該用具を購入した費用が基準額を下回る場合はその額の100分の90に相当する額について用具費を支給する。

2 支給決定障害者等が同一の月に用具の購入に要した費用の額(基準額を超える場合は基準額とする。)の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における用具費の合計額を控除して得た額が、当該支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して施行令第43条の3に規定する額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該同一の月における用具費の額は、同項の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額を超え100分の10

議題5(刈谷市)

0に相当する額以下の範囲内において、前項の規定により算定された用具費の額に90分の100を乗じて得た額から施行令第43条の3各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除して得た額とする。

3 市長は、支給決定障害者等と当該支給決定障害者等が用具を購入した業者（以下「業者」という。）との間で代理受領の同意が得られている場合には、前2項に規定する用具費を業者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し用具費の支給があったものとみなす。

（支給決定障害者等の負担額）

第7条 支給決定障害者等が用具を購入した場合の負担額は、当該支給決定障害者等が同一の月に用具の購入に要した費用の額の合計額から、第6条第1項又は第2項の規定により算定された当該同一の月における用具費の合計額を控除して得た額とする。

2 前項に規定する額は、法第76条第2項に基づく施行令第43条の3に規定する額を上限とする。

（高額日常生活用具費の支給）

第8条 高額日常生活用具費は、前条第1項の規定により算定された支給決定障害者等の負担額及び同一の月における法第76条に規定する補装具の購入又は修理に係る当該支給決定障害者等の負担額を合算して得た額が、前条第2項に規定する額を超える場合に支給するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に提供された日常生活用具の給付等に係る利用者負担の額の算定については、なお従前の例による。

3 第2条の規定の適用については、児童福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定に基づき給付された用具については、既に用具費の支給を受けて購入した用具とみなす。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市日常生活用具費支給事業実施要綱第2条の規定の適用については、難病特別対策推進事業について（平成10年4月9日健医発第635号厚生労働省保健医療局長通知）の別紙「難病対策推進事業実施要綱」の別添3「難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱」の規定に基づき給付された用具については、既に用具費の支給を受けて購入した用具とみなす。

別表 (第2条関係)

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上及び難病患者等で寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
特殊マット	療育手帳A判定(1Q35以下)、下肢又は体幹機能障害2級以上(常時介護を要する者に限る。)及び難病患者等で寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害2級以上(常時介護を要する者に限る。)及び難病患者等で自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもの	5年	67,000円
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上及び難病患者等で同程度の障害のある者であって、入浴に介助を要する者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、下着交換等に介助を要する者及び難病患者等で寝たきりの状態にある者	容易に使用し得るもの	5年	15,000円
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上及び難病患者等で下肢又は体幹機能に障害がある者	介護者が重度身体障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るものただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	4年	159,000円
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上及び難病患者等で同程度の障害のある者であり18歳未満の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする	5年	33,100円
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上及び難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者及び難病患者等であって、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	90,000円
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上及び難病患者等で常時介護を要する者	容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	4,450円 (手すりを付けた場合は5,400円)

介護・訓練支援用具

自立生活支援用具

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額
頭部保護帽	療育手帳A判定(1Q35以下)又は精神障害者で、てんかんの発作等により頻りに転倒する者もしくは体幹、下肢、平衡機能、移動機能障害及び難病患者等で同程度の障害のある者で、歩行困難や歩行不安定があり、頻りに転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの A スポンジ・革製 B スポンジ・革・プラスチック製	3年	A 15,656円 B 37,852円 (レディメイドの場合は80%の範囲内の額)
歩行補助つえ(丁字状・棒状のつえ)	下肢、体幹又は平衡者しくは移動機能障害及び難病患者等で同程度の障害のある者であり、片側の使用のみで歩行を十分行うことができる者	手に持って歩行の助けとする細長い棒で、材質は木材又は軽金属とする	3年	木材 2,266円 軽金属 3,090円 (夜光材付は422円、全面夜光材付は1,236円、外装にラッカーを使用した場合は267円加算)
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者であって、家庭内の移動等において介助を必要とする者及び難病患者等で下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	60,000円
特殊便器	療育手帳A判定(1Q35以下)であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者又は上肢障害2級以上の者及び難病患者等で上肢機能に障害のある者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	151,200円
火災警報器	療育手帳A判定(1Q35以下)又は身体障害者手帳2級以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上及び難病患者等で同程度の障害のある者であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円 (ただし1世帯につき3台を限度とし、住居の2階以上の階に寝室がない場合は2台までとする)

自立生活支援用具



種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額
自動消火器	障害手帳A判定(1Q35以下)又は身体障害者手帳2級以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上の者及び難病患者等であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
電磁調理器	障害手帳A判定(1Q35以下)又は視覚障害2級以上及び難病患者等で同程度の障害のある者であり18歳以上の者	容易に使用し得るもの	6年	41,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上及び難病患者等で同程度の障害のある者	容易に使用し得るもの	10年	7,000円
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級及び難病患者等で同程度の障害のある者(聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活に必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
透折液加温器	腎臓機能障害3級以上及び難病患者等で同程度の障害のある者で自己連続携行式腹膜灌漑法(CAPD)による透折療法を行う者	透折液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上及び難病患者等で呼吸器機能に障害のある者又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者	容易に使用し得るもの	5年	36,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上及び難病患者等で呼吸器機能に障害のある者又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者	容易に使用し得るもの	5年	56,400円
酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害及び難病患者等で同程度の障害のある者で、医療保険における在宅酸素療法を行う者	容易に使用し得るもの	10年	17,000円
盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上及び難病患者等で同程度の障害のある者	容易に使用できるもの	5年	9,000円
盲人用体重計	視覚障害2級以上及び難病患者等で同程度の障害のある者	容易に使用できるもの	5年	18,000円

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額
在宅療養等支援用具 動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害3級以上及び難病患者等で呼吸器機能に障害のある者又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、容易に使用できるもの	6年	157,000円
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者及び難病患者等で同程度の障害のある者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者及び難病患者等で同程度の障害のある者	携帯式で、言葉を音声又は文字に変換する機能を有するもの	5年	98,800円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者及び難病患者等で同程度の障害のある者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読み取りたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
盲人用時計	視覚障害2級以上及び難病患者等で同程度の障害のある者	容易に使用できるもの	10年	触覚 10,300円 音声 13,300円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上及び難病患者等で同程度の障害のある者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を番号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	6年	99,800円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者及び難病患者等で同程度の障害のある者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもの	6年	88,900円
聴覚障害者用通信装置(ファックス)	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者及び難病患者等で同程度の障害のある者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能なもの	5年	71,000円

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額
点字器	視覚障害者及び難病患者等で同程度の障害のある者	標準型A 3 2マス 1 8行 両面書真鍮板製	7年	標準型A 10,712円 標準型B 6,798円
		標準型B 3 2マス 1 8行 両面書プラスチック製		携帯用A 7,416円 携帯用B 1,699円 (価格は天竺を含む)
		携帯用A 3 2マス 4行 片面書アルミニウム製	5年	
		携帯用B 3 2マス 1 2行 片面書プラスチック製		
点字タイプライター	視覚障害 2 級以上及び難病患者等で同程度の障害のある者で、原則として就学もしくは就労しているか又は就労が見込まれる者	容易に使用できるもの	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上及び難病患者等で同程度の障害のある者	① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ DAISY 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能なもの ② 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ DAISY 方式により記録された図書の再生が可能なもの	6年	① 録音再生機 85,000円 ② 再生専用機 35,000円
人工喉頭	音声機能喪失者及び難病患者等で同程度の障害のある者（喉頭摘出が確認できる者）	笛式又は電動式であり、容易に使用し得るもの	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,150円（気管カニューレ付は 3,193円増） 電動式 72,203円
人工内耳スピーチプロセッサ（買替え）	聴覚障害及び難病による同程度の障害により人工内耳埋込手術を受けており、医療保険の適用となる体外装置を装着後5年を経過している者	耳にかけたマイクから拾った音を電気信号に変え、内耳の電極に無線で送るものであり、容易に使用し得るもの	5年	350,000円（付属品を含む）
人工内耳用電池	聴覚障害及び難病による同程度の障害により人工内耳埋込手術を受けている者	容易に使用し得るもの		2,500円/月

情報・意思疎通支援用具

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額
ストマ用器具	ストマを造設したぼうこう機能障害又は直腸機能障害者及び難病患者等で同程度の障害のある者	ストマを造設した者が便、尿を処理するもの（着便袋、着尿袋、皮膚保護剤、袋を身体に密着させるもの）		着便袋 8,858円/月 着尿袋 11,639円/月 (価格は皮膚保護剤及び着便袋を身体に密着させるものを含む)
紙おむつ等	3歳以上で次のいずれかに該当する者及び難病患者等で同程度の障害のある者 ① ストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用器具を装着できない者 ② 二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 ③ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 ④ 6歳未満に発生した脳性麻痺等、脳原性運動機能障害により排便・排尿の意思表示が困難な者	紙おむつ、脱脂綿、さらし、ガーゼ		12,000円/月
		洗剤器具		17,716円/6ヶ月
収尿器	下肢又は体幹機能障害で排尿機能障害（特に失禁）のある者及び難病患者等で同程度の障害のある者	男性用 ラテックス製又はゴム製で、採尿器と着尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの A 普通型 B 簡易型  女性用 A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製採尿袋導尿ゴム管つきのもの（採尿袋20枚を1組とする）	1年	男性 A 7,931円 B 5,871円 (収尿器を清潔に保たなければならない場合は2個まで)  女性 A 8,755円 B 6,077円 (収尿器を清潔に保たなければならない場合は2個まで)

排泄管理支援用具

種 目	障害及び程度	性 能	耐用年数	基準額
住宅改修費 居宅生活動作補助用具	難病患者等で下肢又は体幹機能障害のある者で他制度で住宅改修を行っていない者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの		200,000円

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 ストマ用器具又は紙おむつ、脱脂綿、さらし、ガーゼ及び人工内耳用電池については、2倍(2ヶ月分)の額を、日常生活用具費支給券1枚に記載できるものとし、申請1回につき3枚まで一括交付することができる。
- 4 上記の基準額は、消費税(相当)額込みの額であり、支給対象品目の上限額とする。

## 知立市日常生活用具費支給事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。）及び障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。）が日常生活用具（以下「用具」という。）を購入する際に要する費用の一部を支給することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（用具の種目、支給対象者及び用具の基準額）

第2条 前条の規定による費用の支給（以下「用具費の支給」という。）の対象となる用具の種目は、別表種目の欄に掲げる用具とし、その支給対象者は、本市に住所を有し、かつ、同表障害及び程度の欄に掲げる要件に該当する者（当該者が18歳未満である場合は、その保護者）とする。ただし、次に掲げる施設、学校等に入所し、又は就学するため市外に居住した者は、本市に居住しているものとみなす。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する保護施設
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項に規定する指定医療機関
- (3) 児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第42条に規定する障害児入所施設
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項第5号に規定する障害者職業能力開発校
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校
- (6) 法第5条第11項に規定する障害者支援施設

2 前項の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）第43条の2第2項に規定する基準に該当する者にあつては、用具費の支給をしないものとする。

3 既に用具費の支給を受けて購入した用具と同一の用具に係る申請については、前回の支給の決定をした日から別表耐用年数の欄に規定する期間を経過してい

ない場合は、原則として用具費の支給をしないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 修理不能により用具の使用が困難となった場合
- (2) 買替えの方が部品の交換よりも真に合理的又は効果的であると認められる場合

(3) 操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が使用効果が向上する場合

4 支給の対象となる用具の基準額は、別表基準額の欄に掲げる額とする。  
（介護保険法による福祉用具の購入費の支給又は貸与との適用関係）

第3条 介護保険法（平成9年法律第123号）による福祉用具の購入費の支給又は貸与を受けることができる場合は、原則として用具費の支給をしない。

（用具費の申請）

第4条 用具費の支給を受けようとする者は、日常生活用具費支給申請書を市長に提出しなければならない。

（用具費の支給決定通知等）

第5条 市長は、前条の申請書の提出があつた場合は、調査書を作成するとともに必要な審査及び調査を行い、用具費の支給が適当であると認めるときは、日常生活用具費支給決定通知書を当該支給決定に係る者（以下「支給決定障害者等」という。）に送付し、日常生活用具費支給券を交付しなければならない。

2 市長は、前条の申請書の提出があつた場合において、用具費の支給をしないことを決定したときは、日常生活用具費不支給決定通知書を当該決定に係る者に送付しなければならない。

（用具費）

第6条 市長は、支給決定障害者等に対し、別表に定める基準額（当該用具を購入した費用が基準額を下回る場合は、当該費用の額）の100分の90に相当する額について用具費を支給する。

2 支給決定障害者等が同一の月に用具の購入に要した費用の額（基準額を超える場合は、基準額）の合計額から前項の規定により算定された当該同一の月における用具費の合計額を控除して得た額が、当該支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情を斟酌して施行令第43条の3に規定する額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該同一の月における用具費の額は、同項の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額を超え100分の100に相当する額以下の範囲内において、同項の規定により算定された用

議題5（知立市）

具費の額に90分の100を乗じて得た額から施行令第43条の3各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除して得た額とする。

3 市長は、支給決定障害者等と当該支給決定障害者等が用具を購入した業者との間で用具費に係る代理受領の同意が得られている場合には、前2項に規定する用具費を当該業者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し用具費の支給があったものとみなす。

(支給決定障害者等の負担額)

第7条 支給決定障害者等が用具を購入した場合の負担額は、当該支給決定障害者等が同一の月に用具の購入に要した費用の額の合計額から、前条第1項又は第2項の規定により算定された当該同一の月における用具費の合計額を控除して得た額とする。

2 前項に規定する負担額は、施行令第43条の3各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

(高額日常生活用具費の支給)

第8条 高額日常生活用具費は、前条第1項の規定により算定された支給決定障害者等の負担額及び同一の月における法第76条に規定する補装具の購入又は修理に係る当該支給決定障害者等の負担額を合算して得た額が、前条第2項に規定する上限額を超える場合に支給するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に提供された日常生活用具の給付等に係る利用者負担の額の算定については、なお従前の例による。

3 第2条の規定の適用については、児童福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定に基づき給付された用具については、既に用具費の支給を受けて購入した用具とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成25年12月20日から施行する。

2 改正後の知立市日常生活用具費支給事業実施要綱第2条第1項第6号の規定の適用については、平成26年4月1日までの間は、同号中「第5条第11項」

とあるのは、「第5条第12項」とする。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 難病患者等で寝たきりの状態にある者	腕、脚等の調節のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年 154,000円
	特殊マット	次のいずれかに該当する者 (1) 療育手帳A判定（1Q35以下）の者 (2) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者（常時介護を要する者に限る。） (3) 難病患者等で寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年 19,600円
	特殊尿器	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者（常時介護を要する者に限る。） (2) 難病患者等で自力で排尿できない者	尿が自動吸引されるもの	5年 67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、入浴に介助を要する者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年 82,400円
	体位変換器	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上であって、下着交換等に介助を要する者 (2) 難病患者等で寝たきりの状態にある者	容易に使用し得るもの	5年 15,000円
	移動用リフト	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が傾度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年 159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、18歳未満の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年 33,100円
訓練用ベッド	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上であって、18歳未満の者 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の調節のできる器具を備えたもの	8年 159,200円	
自立生活支援用具	入浴補助用具	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を要する者 (2) 寝たきりの状態にある難病患者等で、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助するに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年 90,000円
	便器	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 難病患者等で常時介護を要する者	容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる） ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年 4,450円 (手すりを付けた場合は5,400円)
	頭部保護器	次のいずれかに該当する者 (1) 療育手帳A判定（1Q35以下）又は精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 (2) 体幹、下肢、平衡機能又は移動機能障害で、歩行困難や歩行不安定があり、頻繁に転倒する者	転倒の前倒から頭部を保護できるもの A スポンジ・革製 B スポンジ・革・プラスチック製	3年 A 15,656円 B 37,852円 (レディメイドの場合は80%の範囲内の額)

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額
自立生活支援用具	歩行補助つえ（T字状・棒状のつえ）	下肢、体幹又は平衡若しくは移動機能障害であって、片側の使用のみで歩行を十分行うことができる者	手に持って歩行の助けとする細長い棒で、材質は木材又は軽金属とする。	3年 木材 2,266円 軽金属 3,090円 (夜光材付は422円、全面夜光材付は1,236円、外装にラッカーを使用した場合は267円加算)
	移動・移乗支援用具	次のいずれかに該当する者 (1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害であって、家庭内の移動等において介助を必要とする者 (2) 難病患者等で下肢機能に障害のある者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年 60,000円
	特殊便器	次のいずれかに該当する者 (1) 療育手帳A判定（1Q35以下）であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 (2) 上肢障害2級以上の者 (3) 難病患者等で上肢機能に障害のある者	容易に温水温風を出し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年 151,200円
	火災警報器	療育手帳A判定（1Q35以下）、身体障害者手帳2級以上又は精神障害者保健福祉手帳2級以上であって、それぞれ火災発生の感知及び認識が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年 15,600円 (ただし1世帯につき2台を限度とする)
	自動消火器	療育手帳A判定（1Q35以下）、身体障害者手帳2級以上又は精神障害者保健福祉手帳2級以上であって、それぞれ火災発生の感知及び認識が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年 28,700円
	電磁調理器	18歳以上の者であって、次のいずれかに該当するもの (1) 療育手帳A判定（1Q35以下）の者 (2) 視覚障害2級以上の者	容易に使用し得るもの	6年 41,000円

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額
自立生活支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者	容易に使用し得るもの	10年 7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属する者に限る。)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年 87,400円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続透析式(超膜濾法(CAPD))による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年 51,500円
	ネブライザ(吸入器)	次のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者 (2) 呼吸器機能に障害のある難病患者等であって必要と認められる者	容易に使用し得るもの	5年 36,000円
	電気式たん吸引器	次のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者 (2) 呼吸器機能に障害のある難病患者等であって必要と認められる者	容易に使用し得るもの	5年 56,400円
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害を有し、医療保険における在宅酸素療法を行う者	容易に使用し得るもの	10年 17,000円
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の者	容易に使用できるもの	5年 9,000円
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の者	容易に使用できるもの	5年 18,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメータ)	次のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者 (2) 難病患者等人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、容易に使用し得るもの	5年 157,500円
	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、言葉を音声又は文字に変換する機能を有するもの	5年 98,800円
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	上記機能又は視覚障害2級以上の者であって、必要と認められる者	上記機能又は視覚障害に対応したパーソナルコンピュータ周辺機器又はソフトウェア	5年 100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年 383,500円

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額		
情報・意思疎通支援用具	点字器	視覚障害者	標準型A 32マス18行 両面書真鍮板型 標準型B 32マス18行 両面書プラスチック製 携帯用A 32マス4行 片面書アルミニウム製 携帯用B 32マス12行 片面書プラスチック製	7年	標準型A 10,712円 標準型B 6,798円 携帯用A 7,416円 携帯用B 1,699円 (価格は天竺を含む)	
		点字タイプライター	視覚障害2級以上で、原則として就学もしくは就労しているか又は就労が見込まれる者	容易に使用できるもの	5年 63,100円	
		視覚障害者用ポータブルレコーダ	視覚障害2級以上の者	① 音声等による操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図像の再生が可能なもの ② 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式により記録された図像の再生が可能なもの	6年	① 録音再生機 85,000円 ② 再生専用機 35,000円
		視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	6年	115,000円
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能なる者	画像入力装置を節みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円	
	盲人用時計	視覚障害2級以上の者	容易に使用できるもの	10年	触錠 10,300円 音声 13,300円	
	聴覚障害者用通信装置(ファックス)	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能なもの	5年	71,000円	
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視覚が可能なる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもの	6年	89,800円	

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額
情報・意思疎通支援用具 人工喉頭	音戸機能喪失者（喉頭高出が確認できる者）	雷式又は電動式であり、容易に使用し得るもの	雷式 4年 電動式 5年	雷式 5,150円 （気管カニ ーレ付は 3,193円 増） 電動式 72,203円
排泄管理支援用具	ストマ用器具	ストマを造設したぼうこう機能障害又は直腸機能障害者		消化器系 8,858円/月 尿路系 11,639円/月
	紙おむつ等	3歳以上で次のいずれかに該当する者 (1) ストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用器具を装着できない者 (2) 二分脊椎等先天性疾患（先天性錐孔を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 (3) 先天性錐孔に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 (4) 6歳未満に発生した脳性麻痺等、脳原性運動機能障害により排便・排尿の意思表示が困難な者	紙おむつ、脱脂綿、さらし、ガーゼ	12,000円/月
	洗腸器具			17,716円/6ヶ月
収尿器	下肢又は体幹機能障害で排尿機能障害（特に失禁）のある者	男性用 ラテックス製又はゴム製で、採尿器と着尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの A 普通型 B 簡易型 女性用 A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製採尿袋 導尿ゴム管つきのもの （採尿袋20枚を1組とする。）	1年	男性 A 7,931円 B 5,871円 （収尿器を清潔に保たなければならない場合は2個まで） 女性 A 8,755円 B 6,077円 （収尿器を清潔に保たなければならない場合は2個まで）

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額
住宅改修費 居室生活動作補助用具	次のいずれかに該当する者 (1) 視覚障害、下肢機能障害、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器の取替えをする場合は上肢障害2級以上の者） (2) 難病患者等で下肢若しくは体幹機能に障害のある者	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。		300,000円

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 ストマ用器具又は紙おむつ、脱脂綿、さらし及びガーゼについては、2倍（2ヶ月分）の額を、日常生活用具費支給券1枚に記載できるものとし、申請1回につき3枚まで一括交付することができる。
- 4 上記の基準額は、消費税（相当）都込みの額であり、支給対象品目の上限額とする。
- 5 難病患者等とは、法第4条第1項又は児童福祉法第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって施行令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者又は児童をいう。



別紙1

住宅改修費取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害者及び重度身体障害児が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を支給することにより、地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 この要領により支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、別表住宅改修費欄の該当者であり、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定による要介護者及び同条第4項に規定する要支援者に該当しないものとする。

(支給の要件)

第3条 住宅改修費は、当該住宅改修が支給対象者が居住する住宅について行なわれるもので、かつ身体の状況、住宅の状況等を勘案して市長が必要と認める場合に支給するものとする。

(住宅改修の範囲)

第4条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は道路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(支給の限度)

第5条 住宅改修費は、30万円を限度として支給し、支給対象者1人につき1回

限りとする。

(支給の申請)

第6条 住宅改修費の給付を受けようとする者又はその保護者は、改修工事施行前に当該住宅改修の必要性及び工事内容について、知立市高齢者等住宅改修指導事業実施要綱に規定するリフォームヘルパーによる相談及び助言を要するものとする。

2 住宅改修費の支給申請は、日常生活用具支給申請書に改修工事見積書の写し及び工事図面を添付し、市長に提出して行うものとする。

(住宅改修費の請求)

第7条 支給決定障害者等又は業者は、市長に住宅改修費の請求をするときは、請求書に改修工事施工前後の写真を添付して、これをしなければならない。

## ○高浜市地域生活支援事業実施規則

平成18年12月25日

規則第75号

## 第5章 日常生活用具給付事業

## (事業の目的)

第25条 日常生活用具給付事業は、障害者等に対し、日常生活用具（以下この章において「用具」という。）を給付又は貸与（以下この章において「給付等」という。）を行うことにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

## (対象者)

第26条 用具の給付を受けることができる者は、市内に居住地を有する障害者等であって、別表第1に定めるものとする。

2 用具の貸与を受けることができる者は、前項に規定する者で前年度の所得税が非課税世帯に属するものとする。

(平26規則13・一部改正)

## (用具の種類等)

第27条 福祉事務所長は、別表第1に掲げる用具を、当該用具の対象者欄に掲げる障害者等に給付等を行うものとする。

(平26規則13・一部改正)

## (給付等の申請)

第28条 用具の給付等を受けようとする者は、日常生活用具給付・貸与申請書（様式第6）に必要な書類を添えて福祉事務所長に提出しなければならない。

## (給付等の決定)

第29条 福祉事務所長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を調査書（様式第7）により審査し、その結果を日常生活用具給付券（様式第8。以下この章において「給付券」という。）及び日常生活用具給付決定通知書（様式第9）若しくは日常生活用具貸与決定通知書（様式第10）又は日常生活用具給付・貸与却下決定通知書（様式第11）により、申請者に通知するものとする。

2 用具の貸与決定を受けた者は、日常生活用具借用書（様式第12）を福祉事務所長に提出しなければならない。

## (公費負担額の支給)

第30条 障害者等は、用具の給付等を受けたときは、事業者に給

付券を提出し日常生活用具の給付等に要した費用を支払うとともに、当該事業者が発行する領収書を受領するものとする。

2 用具の給付等を受けた者（以下この章において「受給者」という。）は、日常生活用具公費負担額請求書（様式第13）に前項の領収書及び給付券を添えて福祉事務所長に請求するものとする。

3 福祉事務所長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、用具の給付に要した費用については当該費用から当該費用の100分の10に相当する額（以下この章において「利用者負担額」という。）を控除した額（以下この章において「公費負担額」という。）を支給するものとし、用具の貸与に要した費用については100分の100に相当する額を公費負担額として支給するものとする。

4 通話料、電気代その他の用具の使用に伴い通常発生する費用は、貸与を受けた者の負担とする。

## (代理受領)

第31条 福祉事務所長は、受給者が事業者から居住生活動作補助用具の給付等を受けたとき（公費負担額の代理受領について福祉事務所長に申し出ている場合に限る。）又は公費負担額の代理受領についてあらかじめ登録した事業者（以下この章において「登録事業者」という。）から用具（居住生活動作補助用具を除く。）の給付等を受けたとき（公費負担額の代理受領について福祉事務所長に申し出ている場合に限る。）は、当該受給者が当該事業者又は登録事業者（以下この章において「登録事業者等」という。）に支払うべき用具の給付等に要した費用について、公費負担額として当該受給者に支払うべき額の限度において、当該受給者に代わり、当該登録事業者等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、受給者に対し公費負担額の支給があったものとみなす。

3 代理受領による公費負担額の支給を受けようとする登録事業者等は、当該用具の給付等をした際に、当該受給者から利用者負担額の支払を受けるものとし、日常生活用具公費負担額請求書（代理受領用）（様式第14）に、給付券及び当該用具に係る利用者負担額を受領したことを証する書類を添えて福祉事務所長に請求するものとする。

4 福祉事務所長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を

審査し、適当と認めるときは公費負担額を支払うものとする。

5 この条に定めるもののほか、第1項に規定する代理受領を行う事業者の登録、登録期間、登録の更新及び登録事業者に係る情報提供に関し必要な事項は、別に定める。

(平28規則26・一部改正)

(用具の返還)

第32条 用具の貸与を受けた者又はこれを扶養する者は、障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、日常生活用具貸与決定通知書を添付して、福祉事務所に用具を返還しなければならない。

- (1) 法附則第20条に規定する身体障害者更生援護施設又は知的障害者援護施設へ入所したとき。
- (2) 市外に転出したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 用具の貸与を必要としなくなったとき。
- (5) この規則に違反したとき。

(台帳の整備)

第33条 福祉事務所長は、用具の給付等の状況を明らかにするため、日常生活用具給付台帳(様式第15)及び日常生活用具貸与台帳(様式第16)を整備するものとする。

別表第1(第26条、第27条関係)

(平28規則26・全改)

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令別表に掲げる特殊の疾	腕、脚等の訓練のできる器具を 付帯し、原則として身体障害者(児)又は難病患者等(以下「身体障害者等」という。)の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整で	15万4,000円	8年

		病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度にある者(以下「難病患者等」という。)にあっては寝たきりの状態であると医師が証明した者	きる機能を有するもの		
特殊マット		下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者(児)及び重度又は最重度の知的障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者 難病患者等にあっては寝たきりの状態であると医師が証明した者で原則として3歳以上の者	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	1万9,600円	5年
特殊尿器		下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者 難病患者等に	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	6万7,000円	5年

	あつては自力で排尿できないと医師が証明した者で原則として学齢児以上の者			
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で入浴に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として3歳以上の者 難病患者等にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者で原則として3歳以上の者	身体障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	8万2,400円	5年
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者 難病患者等にあつては寝たきりの状態であると医師が証明し	介助者が身体障害者等の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	1万5,000円	5年

	た者で原則として学齢児以上の者			
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で原則として3歳以上の者 難病患者等にあつては下肢又は体幹機能に障害があると医師が証明した者で原則として3歳以上の者	介護者が身体障害者等を移動させるに当たつて、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	15万9,000円	4年
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則として3歳以上の者 難病患者等にあつては下肢又は体幹機能に障害があると医師が証明した児童で原則として3歳以上の者	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	3万3,000円	15年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則として学齢児以上の者 難病患者等にあつては下肢又	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	15万9,200円	8年

		は体幹機能に障害があると医師が証明した児童で原則として学齢児以上の者			
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者(児)で入浴に介助を要する者。ただし、原則として3歳以上の者 難病患者等にあつては入浴に介助を要すると医師が証明した者で原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	9万円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で原則として学齢児以上の者 難病患者等にあつては常時介護を要すると医師が証明した者で原則として学齢児以上の者	身体障害者等が容易に使用し得るもので手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	手すり無 4,450円 手すり付 5,400円	8年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害者	身体障害者等が容易に使用し得るもの	木材 2,200円 軽金属	3年

		者(児)で原則として学齢児以上の者 難病患者等にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者で原則として学齢児以上の者		3,000円	
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者(児)で家庭内の移動等において介助を必要とする者 難病患者等にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者で家庭内の移動等において介助を必要とする者	—おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1) 身体障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度及び安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		6万円	8年
頭部保	平衡機能又は	ヘルメット型		1万2,130円	3年

護帽	<p>下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある身体障害者（児）又は重度又は最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者</p> <p>難病患者等にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者で頻繁に転倒するおそれのある者</p>	<p>で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有する次のもの</p> <p>(1) スポンジ及び皮を主材料としているもの</p> <p>(2) スポンジ、皮及びプラスチックを主材料としているもの</p>	60円	
特殊便器	<p>上肢障害2級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行つても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者</p> <p>難病患者等にあつては上肢機</p>	<p>足踏みペダルで温水及び温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水及び温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	15万1,200円	8年

	<p>能に障害があると医師が証明した者で原則として学齢児以上の者</p>			
火災警報器	<p>障害等級2級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であつて火災発生感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	1万5,500円	8年
自動消火器	<p>難病患者等にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者であつて火災発生感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>	2万8,700円	7年
電磁調理器	<p>視覚障害2級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯に属する者又は</p>	<p>視覚障害者、知的障害者又は難病患者等が容易に使用し得るもの</p>	4万1,000円	6年

	<p>重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯に属する者</p> <p>難病患者等にあっては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者で難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者</p>			
歩行時間延長信号機用小型送信機	<p>視覚障害2級以上の身体障害者(児)で原則として学齢児以上の者</p> <p>難病患者等にあっては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者で原則として学齢児以上の者</p>	<p>視覚障害者(児)及び難病患者等が容易に使用し得るもの</p>	7,000	10円年
聴覚障害者用屋内信号装置	<p>聴覚障害2級以上の聴覚障害者(児)のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者</p>	<p>音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの</p>	8万7,410	00円年

	<p>する者</p> <p>難病患者等にあっては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者で難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者</p>			
在宅療養等支援用具	<p>透析液加温器</p> <p>腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者。ただし、原則として3歳以上の者</p> <p>難病患者等にあっては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者。ただし、原則として3歳以上の者</p>	<p>透析液を加温し、一定温度に保つもの</p>	5万1,500	5年
	<p>ネブライザー(吸入器)電気式</p> <p>呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であつて、必要と認めら</p>	<p>身体障害者等が容易に使用し得るもの</p>	3万6,000	5年
			5万6,4	

たん吸 引器	れる者 難病患者等に あつては呼吸器 機能に障害があ ると医師が証明 する者		00円	
酸素ボ ンベ運 搬車	医療保険にお ける在宅酸素療 法を行う身体障 害者等		1万7,010 00円年	
盲人用 体温計 (音声 式)	視覚障害2級 以上の視覚障害 者で盲人のみの 世帯若しくはこ れに準ずる世帯 に属する者。た だし、原則とし て学齢児以上の 者	視覚障害者 (児)又は難病患 者等が容易に使 用し得るもの	9,000 円	5年
盲人用 体重計	れに準ずる世帯 に属する者。た だし、原則とし て学齢児以上の 者 難病患者等に あつては上記と 同程度の障害を 有すると医師が 証明した者で難 病患者等のみの 世帯又はこれに 準ずる世帯に属 する者。ただし、 原則として学齢 児以上の者		1万8,0 00円	
動脈血 中酸素 飽和度 測定器 (バル	呼吸機能障害 3級以上又は同 程度の身体障害 者(児)で呼吸管 理を有する者	呼吸状態を継 続的にモニタリ ングすることが 可能な機能を有 し、身体障害者等	15万7, 000円	6年

	スオキ シメー ター)	難病患者等に あつては人工呼 吸器の装着が必 要として医師が 証明した者	が容易に使用し 得るもの		
情報・ 意思疎 通支援 用具	携帯用 会話補 助装置	肢体不自由又 は音声機能若し くは言語機能障 害であつて、発 声・発語に著しい 障害を有する身 体障害者(児)。 ただし、原則とし て学齢児以上の 者 難病患者等に あつては上記と 同程度の障害を 有すると医師が 証明した者で原 則として学齢児 以上の者	携帯式で、言葉 を音声又は文章 に変換する機能 を有し、身体障害 者等が容易に使 用し得るもの	9万8,8 00円	5年
情報・ 通信支 援用具		上肢機能障害 2級又は視覚障 害2級以上の身 体障害者(児) 難病患者等に あつては上記と 同程度の障害を 有すると医師が 証明した者	身体障害者等 がパーソナルコ ンピュータを使 用するに当たり 必要となる周辺 機器及びアプリ ケーションソフ ト 上肢機能障害 者(児)又は同程 度の障害を有す る難病患者等に	10万円	—



		あつてはインテリキー、ジョイスティック等 視覚障害者（児）又は同程度の障害を有する難病患者等にあつては画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等		
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する（原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2級以上）身体障害者であつて、必要と認められる者 難病患者等にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等に示すことができるもの	38万3,500円	6年
点字器	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で原則として学齢児以上の者 難病患者等にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者で原	視覚障害者（児）又は難病患者等が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (1) 標準型 ア 両面書真ちゅう板製 イ 両面書ブ	標準型 真ちゅう板製 1万400円 プラスチック製 6,600円	7年 5年

	則として学齢児以上の者	ラスチック製 (2) 携帯型 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	アルミニウム製 7,200円 プラスチック製 1,650円	
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者 難病患者等にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障害者（児）又は難病患者等が容易に使用し得るもの	6万3,100円	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダ	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で原則として学齢児以上の者 難病患者等にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者で原	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者（児）	録音再生機 8万5,000円 再生専用機 3万5,000円	6年

	則として学齢児以上の者	又は難病患者等が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用活字文書読上げ装置		文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)又は難病患者等が容易に使用し得るもの	9万9,800円	
視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障害者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	19万8,000円	8年
盲人用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。なお、	視覚障害者(児)又は難病患者等が容易に使	触読式 1万300円	10年

	音声時計は、手指用し得るものの触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	難病患者等にあっては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者で原則として学齢児以上の者	音声式 1万3,300円	
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段と	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者(児)又は難病患者等が容易に使用し得るもの	7万1,000円	5年
聴覚障害者用時計	聴覚障害者	字幕及び手話	8万8,900円	6年

害者用 情報受 信装置	(児)であって、 本装置によりテ レビの視聴が可 能になる者 難病患者等に あつては上記と 同程度の障害を 有すると医師が 証明した者	通訳付きの聴覚 障害者用番組並 びにテレビ番組 に字幕及び手話 通訳の映像を合 成したものを画 面に出力する機 能を有し、かつ、 災害時の聴覚障 害者向け緊急信 号を受信するも ので、聴覚障害者 (児)又は難病患 者等が容易に使 用し得るもの	00円	
人工喉 頭	音声機能喪失 者(喉頭摘出が確 認できる者) 難病患者等に あつては上記と 同程度の障害を 有すると医師が 証明した者	(1) 笛式 呼 気によりゴム 等の膜を振動 させ、ビニール 等の管を通じ て音源を口腔 内に導き、構音 化するもの	笛式 5,000 円	4年
		(2) 電動式 顎下部等にあ てた電動板を 駆動させ、経皮 的に音源を口 腔内に導き、構 音化するもの	電動式 7万10 0円	5年
福祉電 話(貸 与)	聴覚又は音声 機能若しくは言 語機能に障害を 有する者(以下	聴覚障害者等、 身体障害者又は 難病患者等が容 易に使用し得る		

	「聴覚障害者等」 という。)又は外 出困難な身体障 害者(原則として 2級以上)であつ て、コミュニケー ション、緊急連絡 等の手段として 必要性があると 認められる者又 はファックス被 貸与者。ただし、 聴覚障害者等又 は身体障害者の みの世帯又はこ れに準ずる世帯 に属する者 難病患者等に あつては上記と 同程度の障害を 有すると医師が 証明した者で難 病患者等のみの 世帯又はこれに 準ずる世帯に属 する者	もの		
ファッ クス (貸 与)	聴覚又は音声 機能若しくは言 語機能障害3級 以上の聴覚障害 者等であつて、コ ミュニケーショ ン、緊急連絡等 の手段として必要	聴覚障害者等 又は難病患者等 が容易に使用し 得るもの		

	性があると認められる者。ただし、電話（福祉電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者 難病患者等にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者で難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者			
視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者 難病患者等にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文章の作成及び音声化ができること	103万— 円	—
点字図	主に情報の入	点字により作	—	—

書	手を点字により行っている視覚障害者（児） 難病患者等にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者	成された図書		
排泄管理支援用具	ストマ用器具 ストマを造設したぼうこう又は直腸機能障害者（児） 難病患者等にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者	(1) 蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋 (2) 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付きのもの	蓄便袋（2ヶ月分） 1万7,716円  蓄尿袋（2ヶ月分） 2万3,278円	—
紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ用器具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便	紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品	紙おむつ（2ヶ月分） 2万4,000円 洗腸用装	—

		若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者 難病患者等にあっては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者		具(6ヶ月分) 1万2,000円	
尿管器	高度の排尿機能障害を有する者 難病患者等にあっては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもの	男性用(普通型) 7,700円 男性用(簡易型) 5,700円 女性用(普通型) 8,500円 女性用(簡易型) 5,900円	1年	
住宅生活動作補助用具	住宅改修費	下肢・体幹機能障害又は視覚障害3級以上の身体障害者(児) 難病患者等にあっては上記と同程度の障害を有すると医師が	障害者の居宅生活動作等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので、下記に掲げる用具の購入及び改修工事費	45万円	1家 屋1 回限 り

	証明した者	(1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修 ※住宅の新築の場合にあっては、手すり、段差解消機及び階段昇降機の取り付けに限る。
--	-------	--

注

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 点字図書については、次のとおりとする。
  - (1) 月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。
  - (2) 給付対象者1人につき、点字図書で年間6タイトル又

は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

# 議題11 (碧南市)

別添1

福祉避難所用備蓄品整備計画について

<平成27年度購入済>

施設数

品名	仕様等	1施設あたり 数量	老	障
紙おむつ大人用	S, M, L, LL	各1パック	4	—
紙おむつ 尿とりパッド	男性用、女性用	各1パック	4	—
生理用品	30枚入り	1パック	—	3
トイレットペーパー	12個入り	1袋	4	3
長期保管からだふき (5年保存)	30cm×60cm 12枚入	2パック	4	3
長期保管防災ウェットタオル (5年保存)	20cm×30cm 20枚入	2パック	4	3
ラテックスグローブ粉付 (ゴム手袋)	S, M, L 100枚入/箱	各1箱	4	3
サージカルマスク	50枚入/箱	1箱	4	3
パックタオル 180枚	50枚入	1パック	4	3
バックルコンテナ (プラスチックケース)	(内寸) 幅52cm×奥行 37cm×高30.5cm	1個	4	3

<平成28年度購入済>

施設数

品名	仕様等	1施設あたり 数量	老	障
ワンタッチパーテーション ファミリールーム	2.1m×2.1m×高さ1.8m	1台	4	3
伸縮エコ暖マット (段ボールマット)	96.4cm×1m×厚さ5.1cm	4枚	4	3
段ボール組立式ベッド	80cm×2.0m×高さ25cm	2台	4	3
K'sエアーマット	2.0m×80cm×高さ5cm 10枚入	※全体で50枚	4	3
スケットイレ用便座 (非常用トイレ)		1台	4	3
非常用排便収納袋 スケットイレ (10年保存)	25枚入/箱	※全体で8箱	4	3

<市の備蓄品から分散保管が可能なもの>

品名	仕様等	1施設あたり 数量	老	障
食糧 (アルファ米)				
食糧 (クラッカー)				
水 (ペットボトル)	0.5リットル入			
水 (ペットボトル)	1.5リットル入			
パック毛布	アクリル1.3kg			

目 次

本編

1 福祉避難所の運営に関する協定書	1
2 非常配備の基準	2
3 福祉避難所での受け入れ対象者	4
4 災害時の各避難所連絡系統図	4
5 避難所特命者の参集について	5
6 避難所開設から閉鎖の流れ	7

資料

(別紙1) 避難所・避難場所一覧	8
(別紙2) 福祉避難所備蓄状況	17
(別紙3) マンホールトイレの使い方	25
(別紙4) 防災行政無線の使い方	26
(別紙5) 安城市危機管理情報システム (SAVEaid) の操作方法	28

福祉避難所の開設運營業務の概要について

所 属	
氏 名	
班 名	福祉避難所班
参 集 場 所	



安 城 市  
平成29年6月



福祉避難所の運営に関する協定書

災害対策実施要綱別記1 (その1)

安城市(以下「甲」という。)と社会福祉法人安城市社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、安城市地域防災計画及び福祉避難所マニュアル(以下「マニュアル」という。)に基づき、乙が運営する安城市総合福祉センター、北部福祉センター、西部福祉センター、作野福祉センター、桜井福祉センター、中部福祉センター及び安祥福祉センター(以下「対象施設」という。)を福祉避難所として運営することに、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において、福祉避難所とは、マニュアルに基づき、障害者や要介護者であり、かつ、共同の生活をするのが難しい者を受け入れる避難所とする。

(開設の指示)

第2条 甲は、乙に対し、安城市地域防災計画の定めにより、福祉避難所の開設を指示するものとする。

(開設)

第3条 乙は、前条の指示を受けたときは、職員を速やかに参集させ、受け入れ体制を整え、福祉避難所を開設するものとする。

(開設、運営等の業務)

第4条 福祉避難所の開設、運営等の業務は、マニュアルに基づき行うものとする。

2 前項の開設、運営等に要する職員は、乙が所管する職員をもって充てることとする。ただし、想定以上の避難者が生じたときは、甲に支援を求めることができる。

3 甲は、乙に対し、開設、運営等に要する食料品、生活物資等を供給するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、福祉避難所の開設、運営等に要する経費を負担するものとする。

2 前項の経費の額は、甲、乙協議の上決定するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成25年4月1日

非常配備の基準(風水害等)

非常配備区分	配備時期	配備内容	災害対策本部	避難所
第1非常配備準備体制	1 警報が発表されたとき。 2 その他本部長が必要と認めたとき。	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため、関係各課の少数の人員をもって当たり、必要に応じて災害対策本部の設置又は情報連絡会を開き、避難所の開設及び職員の配備を検討し、状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とする。	必要に応じて設置する。	必要に応じて開設する。
第1非常配備警戒体制	1 警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき。 2 小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 矢作川岡崎水位観測所の水位が「はん濫注意水位」に到達したとき。 4 その他本部長が必要と認めたとき。	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため、関係各班の所要の人員をもって当たり、職員の配備を検討し、状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とする。	設置する。	必要に応じて開設する。
第2非常配備	1 上記のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 特別警報が発表されたとき。 3 矢作川岡崎水位観測所の水位が「避難準備水位」に到達したとき。 4 その他本部長が必要と認めたとき。	上記のほか、関係各班の所要の人員をもって当たり、状況により速やかに第3非常配備に切り替えることのできる体制又は切り替える前においても災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	設置する。	開設する。
第3非常配備	1 市の全域に大災害が発生若しくは発生するおそれがあるとき、又は全域でなくとも被害が特に甚大と予想されるとき。 2 矢作川岡崎水位観測所の水位が「はん濫危険水位」に到達したとき。	各部署の全員をもって当たる。	設置する。	開設する。

\* 対象とする警報は、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪及び高潮のいずれかとする。

\* 対象とする特別警報は、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波及び火山噴火のいずれかとする。

\* 大雨注意報、洪水注意報又は強風注意報が発表されたときは、情報収集連絡活動のため、本部班が当たる。

災害対策実施要綱別記1 (その2)  
非常配備の基準 (地震)

非常配備区分	配備時期		配備内容	災害対策本部等の設置		避難所 (発災前は、 原則として屋 外とする。)
	東海地震	地震発生 (東海地震 を含む。) 及び警報発 令		東海地震	地震発生 (東海地震 を含む。)	
第1非常配備 警戒体制	東海地震に 関連する観 測情報(臨 時)が発表 された時		情報連絡活動及び 災害に対する警戒 のため、関係各班 の所要の人員を もって当たる。 状況により、さら に高度の配備体制 に移行する。	設置しな い。 必要に応じ て情報連絡 会を開催す る。		開設しない。
		震度4の地 震が発生し た時			設置しな い。	開設しない。
第2非常配備	注意情報が 発表された 時		情報連絡活動及び 災害に対する警戒 のため、関係各班 の所要の人員を もって当たる。 状況により、第3 非常配備体制に移 行する。	地震災害警 戒準備本部 (市職員で 構成する。)を設 置する。		特命者は、開 設準備体制を とる。
		震度6弱又 は5強の地 震が発生し た時			設置する。	状況により開 設する。
第3非常配備 (全職員)	予知情報が 発表された 時又は警戒 宣言が発令 された時		各部各班の全員を もって当たる。	地震災害警 戒本部を設 置する。		開設する。
		震度6弱以 上の地震が 発生した時 又は地震特 別警報が発 令された時			設置する。 (警戒本部 は、廃止す る。)	開設する。

- 第1条 職員は、非常連絡がない場合においても、非常配備の基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、所定の場所に参集するよう努めなければならない。この場合において、非常連絡系統図による連絡が途切れないよう配慮しなければならない。
- 2 避難所特命者は、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報が発表されたとき、警戒宣言が発令されたとき、震度5弱以上の地震が発生したとき又は特別警報が発令されたときは、非常連絡がない場合においても、直ちに指定された避難所へ参集しなければならない。
- 3 地区制による参集職員は、東海地震予知情報が発表されたとき、警戒宣言が発令されたとき又は震度6弱以上の地震が発生したときは、非常連絡がない場合においても、あらかじめ参集場所として指定された市役所若しくは勤務地又は最寄りの公民館避難所へ参集しなければならない。

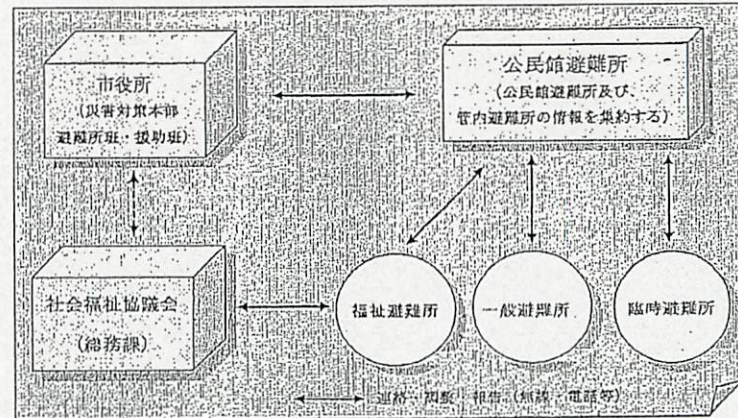
福祉避難所での受け入れ対象者

障害者や要介護者などの要配慮者で、共同生活をするのが難しく、一般の避難所では対応できない場合は、福祉避難所で受け入れます。(必要に応じて災害対策本部避難所と調整をする。)福祉避難所では、家族支援者など要配慮者を介する者1名と一緒に避難生活を送ることができます。

要配慮者の福祉避難所への移送は、家族やボランティア等で行なうこととし、人員の関係上、職員が搬送することは行ないません。必要であれば、福祉センターにリフト車(車椅子対応のみの車でストレッチャーは不可)が9台ありますので、貸し出します。車の予約は、総合福祉センターで一元管理します。

- ただし、要配慮者としている者であっても、次に該当する者は、原則として、一般避難所又は入所施設などにおいて対応するものとします。
- ・地域と密着している者……傷病者、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、乳幼児のいる世帯や身体障害者のうち、集団生活に耐えうる人
  - ・共同生活ができる者……知的・精神障害者や児童のうち症状の軽微な者
  - ・外国人
  - ・重度の障害者や要介護者…家族や支援者において対応のできない人については、災害対策本部(援助班)と調整したうえで特定福祉避難所などの入所施設に対応を依頼してください。

災害時の各避難所連絡系統図



※ 福祉避難所⇄公民館避難所 定期報告、物資依頼、要配慮者受入  
福祉避難所⇄社会福祉協議会(総務課) 定期報告、職員ボランティア派遣

## 1 避難所特命者の参集について

### (1) 参集時の留意点

- ア 災害発生時には、自分自身、家族などの安全の確保を最優先に行動してください。
- イ 災害の規模等ラジオ、テレビ、その他の災害情報の収集に最大限留意してください。  
また、参集行動時にも、周辺の情報を収集しながら参集してください。収集する主な情報は、次のものです。情報の程度は概況でかまいません。

- ① 人的被害(死者、負傷者)の発生状況
- ② 住家被害の状況(全壊、半壊)
- ③ 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- ④ 住民の避難状況
- ⑤ 道路交通状況や被害状況(通行の可否)
- ⑥ 公共施設(庁舎、医療機関、福祉施設等)の被害状況
- ⑦ 鉄道等の被害状況や運行状況
- ⑧ ライフライン(水道、電気、ガス等)の被害状況
- ⑨ その他防災活動に必要な状況

ウ 参集にあたっては、交通機関の状況、道路の損傷、橋梁の流失・損壊、堤防の破損など、参集経路の危険箇所に注意してください。

エ 参集にあたっては、3日分程度の飲料水・食料、着替え、雨具、軍手、季節に応じた防寒着などを携帯してください。

また、日ごろから職場においても、3日分の食料を備蓄するよう心がけてください。

オ 地震の場合、参集には、原則、車を使用しないでください。渋滞に巻き込まれたり、その原因となる恐れがあり、緊急車両の通行の妨げになります。徒歩、自転車、バイク等を使用して参集してください。

カ 危機管理情報システムの利活用(利用方法については、28頁参照)

安城市で震度5弱以上の地震が発生した場合は、危機管理情報システムにより「安否報告依頼メール」と「参集報告依頼メール」が自動的に送信されます。

(ア) 安否報告依頼メールが届いた場合は、メール文中のURLから速やかに安否情報を登録してください。

(イ) 参集報告依頼メールが届いた場合は、各自の参集基準により、参集の可否と到着の見込み時間を報告してください。また、参集が完了した際にも、「参集完了」の再登録をお願いします。

・震度5弱以上で自動参集する職員：避難所特命者及び、各課施設の非常連絡システム図で第2非常配備要員とされた職員

・震度6弱以上で自動参集する職員：全ての参集対象職員

(ウ) 途中に見つけた被害情報は、なるべく詳細な身の回りの災害情報などを入力して登録してください。画像データを登録することもできます。

### (2) 担当する業務

避難所特命者は震度5弱以上で、自主的に各自の避難所へ参集！！

ア 災害が発生し参集基準により参集するとき

- 身の回り及び家族の安全確認
- 危機管理情報システムの「安否報告依頼メール」にて安否を報告する。
- 危機管理情報システムの「参集報告依頼メール」にて、参集の可否を報告する。
- 直ちに参集できない場合は、地区公民館避難所に連絡をする。
- 鍵を持参し、指定の避難所へ参集する。

イ 避難所に着いたら

- 危機管理情報システムにて「参集報告依頼メール」から、「参集完了」を選択して、再度参集報告を行う。
- 様式を参考にして避難所の安全確認を行う
- 安全を確認して避難所を開錠する。
- ライフライン(電力等)や連絡手段(一般電話、防災行政無線等)の確保や確認を行う
- 危機管理情報システムにログインして、施設状況報告を行う(28頁参照)。
- 避難所の開設を防災行政無線にて地区公民館避難所及び社会福祉協議会(総務課)へ報告する。

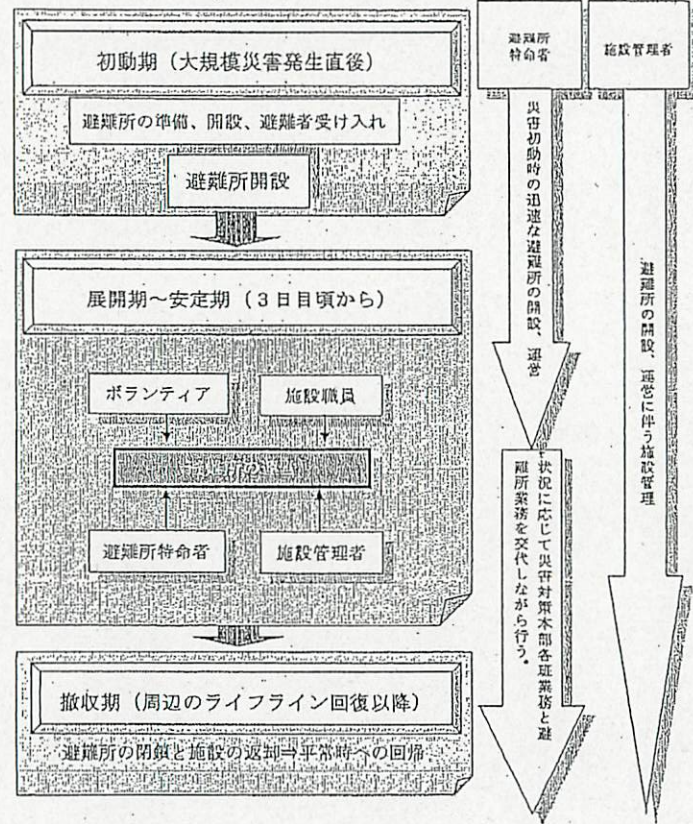
ウ 避難者が集まってきたら

- 福祉避難所受付簿(一次・二次)を作成する。
- 避難者を避難所内へ誘導(避難所の安全が確認できない場合は、屋外で待機させる。)

エ 施設職員が参集してきたら

ここからの業務は、施設職員と協力して避難所運営及び災害対策本部等への連絡を行ってください。

## 2 避難所開設から閉鎖の流れ



各期の業務内容については、各福祉避難所の運営マニュアルを参照してください。

## 避難所・避難場所一覧

(別紙1)

### 1 避難所

#### (1) 公民館避難所 (11箇所)

地域の防災拠点として位置づけられ、管内一般避難所の状況も含めて集約し、災害対策本部への連絡調整を行う場所です。避難所として避難者の受け入れも行います。

#### (2) 一般避難所 (43箇所)

体育館など避難者を多数収容するための避難所であり、公民館避難所への連絡・連携を図り、自主防災組織等とも協働で避難者の支援を行います。場合によっては、医師会等による医療救護所が設置され傷病者に対する応急救護などを行います。

公民館避難所・一般避難所一覧

地区	施設名	電話番号	所在地	標高(m)	受入可能人数(人)	施設の構造及び階数	防災倉庫	防災資材庫	応急給水栓	受水槽	マンホールトイレ
北部	1 北部公民館	98-3751	里町4-12-4	18.7	650	鉄筋2	○	○	○	○	○
	2 里町小学校	98-5900	里町足取1-5	19.7	270	鉄骨	○	○	○	○	○
	3 志賀小学校	97-8202	柿崎町御用地45	22.2	200	鉄骨	○	○	○	○	○
	4 安城北部小学校	98-0825	今木町8-9-9	15.8	400	鉄骨	○	○	○	○	○
	5 真山中学校	98-1531	里町真山1	20.3	800	鉄骨	○	○	○	○	○
作野	6 作野公民館	74-3977	篠目町古林畔26	19.5	300	鉄筋2	○	○	○	○	○
	7 今池小学校	98-3033	今池町2-1-52	20.7	270	鉄筋	○	○	○	○	○
	8 作野小学校	76-6056	篠目町4-22-1	17.2	270	鉄骨	○	○	○	○	○
	9 梨の里小学校	71-3345	篠目町溝川38	15.2	390	鉄筋	○	○	○	○	○
二本木	10 篠目中学校	76-1777	篠目町竜田151	17.3	780	鉄筋	○	○	○	○	○
	11 二本木公民館	77-8611	三河安城本町1-13-9	16.0	310	鉄筋2	○	○	○	○	○
	12 二本木小学校	76-4449	焼町1-23-1	14.7	270	鉄骨	○	○	○	○	○
東部	13 みその保育園	75-2131	奥岡町1-29	10.9	80	鉄筋2	○	○	○	○	○
	14 東部公民館	77-7881	大岡町旗貫16	17.0	280	鉄筋2	○	○	○	○	○
	15 安城東部小学校	76-2334	大岡町前畑72-1	18.3	270	鉄骨	○	○	○	○	○
中部	16 安城高等学校	74-1231	北山崎町大土塚10	20.5	840	鉄骨	○	○	○	○	○
	17 中部公民館	74-8570	新田町小山西83	18.8	400	鉄筋2	○	○	○	○	○
	18 安城中部小学校	75-2721	大東町12-8	17.5	270	鉄骨	○	○	○	○	○
	19 新田小学校	76-1488	新田町新茶100	19.6	270	鉄筋	○	○	○	○	○
	20 安城北中学校	75-3525	新田町小山西18	18.2	810	鉄骨	○	○	○	○	○
	21 安城市体育館	75-3535	新田町新茶山41-B	18.7	1,890	鉄筋4	○	○	○	○	○
	22 安城農林高等学校	76-6144	池浦町茶丸木1	18.2	570	鉄骨	○	○	○	○	○
	23 青少年の家	76-3432	新田町池田上1	18.7	220	鉄筋2	○	○	○	○	○
24 安城市民交流センター	71-0610	大東町11-3	17.3	230	鉄筋2	○	○	○	○	○	

地区	施設名	電話番号	所在地	標高(m)	受入可能人数(人)	施設の構造及び階数	防災倉庫	防災資材庫	応急給水栓	受水槽	マンホールトイレ
中央	25 文化センター	76-1515	桜町 17-11	16.9	560	鉄筋3	○	○	○		
	26 桜町小学校	75-3003	桜町 15-5	17.2	270	鉄骨	○	○		○	○
	27 錦町小学校	75-2725	錦町 9-39	16.2	350	鉄骨	○	○		○	○
昭林	28 昭林公民館	77-6688	安城町広葉 10-1	15.0	240	鉄筋2	○	○	○		
	29 安城南中学校	76-3531	城南町 2-7-2	16.2	800	鉄骨	○	○		○	○
	30 赤松保育園	75-2483	赤松町黒田川 55	11.3	70	鉄筋		○			
	31 安城高等学校	76-6218	赤松町大北 103	14.9	720	鉄筋2	○	○		○	
安祥	32 安祥公民館	77-5070	安城町城堀 30	※12.0	240	鉄筋2	○	○	○		
	33 祥南小学校	76-8773	安城町庚申 11	14.6	270	鉄骨	○	○		○	
	34 安城南部小学校	76-2332	安城町城堀 48	9.9	270	鉄骨	○	○			○
	35 安祥中学校	76-7811	安城町天草 23	12.4	800	鉄骨	○	○		○	○
36 ゆたか保育園	76-6452	古井町登日 25	※11.4	100	鉄筋	○	○				
西部	37 西部公民館	76-9393	福袋町釜ヶ淵 20-1	11.3	220	鉄筋2	○	○	○		
	38 安城西部小学校	76-2303	福袋町狼町 128	12.8	250	鉄骨	○	○		○	○
	39 高棚小学校	92-0593	高棚町埴田 44	9.8	270	鉄骨	○	○		○	○
	40 三河安城小学校	71-3250	箕輪町昭和 47	15.2	360	鉄筋	○			○	○
	41 安城西中学校	76-2320	福袋町中根 43	13.1	800	鉄骨	○	○		○	
	42 みのわ保育園	75-1198	箕輪町神戸 169-3	13.2	100	鉄筋	○	○			
43 えのき保育園	92-1230	板前町北根 5-1	8.9	50	鉄筋		○				
明神	44 明祥公民館	92-3521	和泉町大下 38-1	3.8	590	鉄筋2	○	○	○		△
	45 丈山小学校	92-0024	和泉町南本郷 1	3.4	270	鉄骨	○	○		○	○
	46 明和小学校	41-1244	東端町明和 66	7.3	240	鉄骨	○	○		○	○
	47 明祥中学校	92-0019	東端町住吉 1-12	8.0	800	鉄骨	○	○		○	○
48 城ヶ入保育園	92-0046	城ヶ入町丸根 3	8.9	50	鉄筋		○				
桜井	49 桜井公民館	99-3313	桜井町大役田 1-1	12.0	510	鉄筋2	○	○	○		
	50 桜井小学校	99-2201	小川町潜水道 6-1	12.2	390	鉄骨	○			○	○
	51 桜井小学校	99-3777	桜井町中狭間 35-1	9.6	270	鉄骨	○	○		○	○
	52 桜井中学校	99-0028	小川町的場丘 1-1	12.6	740	鉄骨	○	○		○	○
	53 三ッ川保育園	99-1767	寺領町原明 85	※12.7	60	鉄筋		○			
	54 安城南高等学校	99-2000	桜井町門原 1	11.3	1,090	鉄筋	○	○		○	

※安祥公民館、ゆたか保育園、三ッ川保育園は水害時には使用できない避難所(避難場所)です。  
 ※受入可能人数は、施設の床面積に対して1人当たりの必要面積2㎡の積算で算出した目安です。  
 ※安城北部小学校、安城北中学校、安城南中学校、丈山小学校及び桜井中学校には医療救護所が設置されます。  
 ※マンホールトイレの「○」は、貯留型です。「△」は本管直結型です。

(3) 臨時避難所  
 災害時に状況に応じて、協定に基づいて避難所としての開設・利用を要請することができる施設です。

臨時避難所一覧表

施設名	電話番号	所在地	標高(m)	備考
1 安城学園高等学校	76-5105	小堤町 4-25	16.0	・地域住民向けの臨時避難所 ・防災倉庫設置済み
2 安城愛昇殿	79-0004	三河安城南町 1-1-16	17.0	・帰宅困難者及び地域住民向けの臨時避難所
3 株式会社豊田自動機械 安城工場	73-2411	根崎町西石谷 201	6.1	・地域住民向けの臨時避難所
4 明治用水会館・水のかんきょう学習館	76-6241	大東町 22-16	17.0	・帰宅困難者及び地域住民向けの臨時避難所
5 アイシン・エィ・ダブ リュ株式会社	73-1111	履井町高根 10	12.5	・地域住民向けの臨時避難所
6 株式会社デンソー 安城製作所	96-0101	里町長根 2-1	19.3	・地域住民向けの臨時避難所
7 株式会社デンソー 高棚製作所	73-2500	高棚町新道 1	9.8	・地域住民向けの臨時避難所
8 グランドメゾン安城	052-563-5115	末広町 9-24	17.5	・帰宅困難者及び地域住民向けの臨時避難所

(4) 福祉避難所  
 一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者などの要配慮者を受け入れることを主目的として開設する専門的な避難所です。

福祉避難所一覧

施設名	電話番号	所在地	標高(m)	受入可能人数(人)	施設の構造及び階数	防災倉庫	防災資材庫	応急給水栓	受水槽	マンホールトイレ
1 北部福祉センター	97-5000	東栄町 6-9	21.1	80	鉄筋2	○	○	○		○
2 作野福祉センター	72-7570	篠目町ニタヌ 27-1	17.3	70	鉄筋2	○	○	○		○
3 徳倉福祉センター	77-7888	赤松町大北 78-1	15.7	260	鉄筋3	○	○	○		○
4 西部福祉センター	72-6616	福袋町西天 12	12.4	100	鉄筋3	○	○	○		○
5 桜井福祉センター	99-7365	桜井町新田 20	12.4	130	鉄筋2	○	○	○		○
6 中部福祉センター	76-0090	新田町新栄 84-1	19.6	120	鉄筋2	○	○	○		○
7 安祥福祉センター	73-5757	安城町多門 96	※10.8	130	鉄筋2	○	○	○		△
8 明祥福祉センター	92-3521	和泉町大下 38-1	3.8	60	鉄筋2	○	○	○		△

※安祥福祉センターは水害時には使用できない避難所(避難場所)です。  
 ※受入可能人数は、避難者一人当たりの面積を概ね3.3㎡とした場合の目安です。

(5) 特定福祉避難所

民間の福祉施設と協定を締結し、災害時に緊急の入院加療を必要としないものの、専門性の高いケアを必要とする要配慮者について、一般の避難所や福祉避難所では避難生活に困難が生じる場合に、専門的なケアを受けられる避難施設として、特定福祉避難所への受け入れを要請することができます。

特定福祉避難所一覧

施設名	電話番号	所在地	備考
1 ぬくもりの家	77-0555	大東町5-28	
2 ぬくもりワークス	77-1555	赤松町廻塚87-1	
3 まるくてワークス	77-1000	池間町丸田160-2	
4 ぬくもりの郷	77-5222	赤松町北新屋敷112-1	
5 ポトハウス	92-0070	和泉町大北27	
6 ハルナ	99-9860	桜井町咽首195	
7 ラニハルナ	99-9770	桜井町咽首197	
8 安城特別支援学校	99-3345	桜井町伝左20	
9 特別養護老人ホーム安寿の郷ホーム	76-6133	別郷町油石105	
10 特別養護老人ホーム小川の里	73-7011	小川町三ツ塚1-1	
11 特別養護老人ホームあんのん館・福益	71-3171	福益町矢場88	
12 特別養護老人ホームひがしばた	73-8211	東郷町鶴ノ巣72-2	
13 特別養護老人ホーム アルクオーレ安城横山	72-6541	横山町赤子10	
14 安城老人保健施設	72-5111	法蓮町8-1	
15 介護老人保健施設さとまち	96-3511	里町畑下62	
16 介護老人保健施設あおみ	75-8460	安城町東広味28	

2 避難場所

(1) 一時避難場所

住民が広域避難場所や避難所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して集団を形成して安否確認を行ったり、集団で様子を見るための公共空地を一時避難場所として指定しています。

緊急時の避難先となる一時避難場所は、災害の種類ごとに指定してあります。表記の方法は以下のとおりです。

- 洪…洪水（外水氾濫）の場合に、緊急の避難先となることができる避難場所
- 土…土砂災害（崖崩れ、土石流及び地滑り）の場合に、緊急の避難先となることができる避難場所
- 高…高潮の場合に、緊急の避難先となることができる避難場所
- 地…地震の場合に、緊急の避難先となることができる避難場所
- 洪…津波の場合に、緊急の避難先となることができる避難場所
- 火…大規模な火災の場合に、緊急の避難先となることができる避難場所（広域避難場所）

一時避難場所一覧表

一時避難場所となる公園または園庭（指定緊急避難場所）

名称	種別	所在地	屋外面積 (㎡)	災害の種類				
石橋公園	公園	里町足取3-86	1,800	土	高	地	津	
北大道寺公園	公園	里町大道寺4	2,000	土	高	地	津	
重原田公園	公園	里町1-29-9	2,000	土	高	地	津	
里町公園	公園	里町1-14-4	3,000	土	高	地	津	
大道なかよし公園	公園	里町4-25-13	3,100	土	高	地	津	
柿田公園	公園	里町4-4	36,000	土	高	地	津	
志貴保育園	園庭	尾崎町北裏49	2,000	洪	土	高	地	津
横根畑公園	公園	東栄町6-4	1,000	洪	土	高	地	津
曙公園	公園	東栄町3-11-5	2,500	洪	土	高	地	津
上倉公園	公園	東栄町5-15	2,500	洪	土	高	地	津
今東公園	公園	東栄町4-6-4	3,000	洪	土	高	地	津
高根公園	公園	東栄町5-27-2	5,000	洪	土	高	地	津
柳原公園	公園	東栄町6-9	5,900	土	高	地	津	
今村公園	公園	東栄町1-11	6,200	土	高	地	津	
東栄公園	公園	東栄町4-20-5	11,000	洪	土	高	地	津
東栄幼稚園	園庭	東栄町3-809-9	1,600	洪	土	高	地	津
仲畔公園	公園	今本町4-3-14	1,500	土	高	地	津	
代官公園	公園	今本町4-9-15	2,700	土	高	地	津	
塔ノ下公園	公園	今本町8-2-8	6,200	土	高	地	津	
あけぼの保育園	園庭	今本町8-9-8	1,700	土	高	地	津	
前之池公園	公園	今池町1-8	2,600	土	高	地	津	
横枕公園	公園	住吉町5-9-4	2,000	土	高	地	津	
唐池公園	公園	住吉町5-32-2	2,000	土	高	地	津	
住吉公園	公園	住吉町6-7-8	2,800	土	高	地	津	
大丸山公園	公園	住吉町7-83-1	3,200	土	高	地	津	
大西公園	公園	住吉町1-5	4,000	土	高	地	津	
荒曾根公園	公園	住吉町小根32-1	27,500	土	高	地	津	
新段留公園	公園	篠目町4-16	1,600	土	高	地	津	
段留公園	公園	篠目町3-1-8	2,200	洪	土	高	地	津
のぞみ公園	公園	篠目町重子208-1	2,500	洪	土	高	地	津
作野公園	公園	篠目町4-22-20	3,500	土	高	地	津	
篠目公園	公園	篠目町1-9	24,000	土	高	地	津	
作野保育園	園庭	篠目町4-7-1	900	土	高	地	津	
さくの幼稚園	園庭	篠目町4-22-21	2,100	土	高	地	津	
明専公園	公園	井杭山町高見1-1	3,700	洪	土	高	地	津
坪田公園	公園	美園町2-25	1,800	土	高	地	津	

名称	種別	所在地	屋外面積 (㎡)	災害の種類				
				土	高	地	津	
中根公園	公園	美園町1-15	3,200		土	高	地	津
美園公園	公園	美園町2-8	8,300	洪	土	高	地	津
緑公園	公園	緑町1-6	3,100		土	高	地	津
二本木公園	公園	緑町2-16	3,600	洪	土	高	地	津
若葉公園	公園	緑町1-30-1	3,900	洪	土	高	地	津
二本木保育園	園庭	緑町1-29	1,100	洪	土	高	地	津
養下公園	公園	二本木新町2-5-1	21,300	洪	土	高	地	津
正福田公園	公園	三河安城町1-13-1	2,800	洪	土	高	地	津
神楽山公園	公園	三河安城町2-5-1	4,000	洪	土	高	地	津
舞山公園	公園	三河安城町2-12-1	2,200	洪	土	高	地	津
長根公園	公園	三河安城町1-35-1	5,000	洪	土	高	地	津
箕野公園	公園	三河安城町1-2-1	2,000		土	高	地	津
すりばち公園	公園	三河安城町1-14-1	2,200	洪	土	高	地	津
三河東町公園	公園	三河安城町2-9-1	2,500	洪	土	高	地	津
管池公園	公園	三河安城町1-21-1	2,800	洪	土	高	地	津
三河安城ツインパーク	公園	三河安城南町1-2-1	10,000	洪	土	高	地	津
東部保育園	園庭	大岡町源覚45	1,300	洪	土	高	地	津
別所団地公園	公園	東別所町茂新畑1-94	1,200	洪	土	高	地	津
土器田公園	公園	法連町10-1	2,200	洪	土	高	地	津
毘沙門公園	公園	東明町11-10	2,300	洪	土	高	地	津
新田公園	公園	新明町21-1	2,500	洪	土	高	地	津
安城東公園	公園	東新町14-1	13,000	洪	土	高	地	津
池浦公園	公園	池浦町池東13-1	4,600	洪	土	高	地	津
池浦西公園	公園	池浦町狐穴15-1	21,000	洪	土	高	地	津
新田保育園	園庭	新田町郷99	1,700		土	高	地	津
安城市総合運動公園	公園	新田町池田上1	200,400	洪	土	高	地	津 火
昭和公園	公園	昭和町822	3,100	洪	土	高	地	津
大池公園	公園	大東町1675-2	33,600		土	高	地	津
安城保育園	園庭	大東町11-30	1,100	洪	土	高	地	津
安城北部幼稚園	園庭	大東町25-40	1,600		土	高	地	津
安城幼稚園	園庭	相生町18-7	1,000		土	高	地	津
安城公園・安城市役所	公園	桜町289-1	39,400	洪	土	高	地	津 火
御幸公園	公園	御幸本町12番15号	1,000		土	高	地	津
追田公園	公園	朝日町557-1	1,300		土	高	地	津
朝日公園	公園	相生町318	2,600	洪	土	高	地	津
小堤公園	公園	小堤町245	2,900		土	高	地	津
錦公園	公園	錦町123	5,900		土	高	地	津
日の出公園	公園	日の出町2	3,300	洪	土	高	地	津
南公園	公園	南町27	3,800	洪	土	高	地	津

名称	種別	所在地	屋外面積 (㎡)	災害の種類				
				洪	土	高	地	津
横山公園	公園	横山公園浜畔上110	2,000	洪	土	高	地	津
百々目木公園	公園	百石町2-7-1	2,500	洪	土	高	地	津
石ナ管根公園	公園	百石町1-10-1	2,800	洪	土	高	地	津
細田公園	公園	城南町1-14-1	3,000		土	高	地	津
大山公園	公園	大山町2-6-1	2,500	洪	土	高	地	津
秋葉公園	公園	大山町1-7-1	39,900	洪	土	高	地	津 火
錦保育園	園庭	大山町1-19-15	2,000	洪	土	高	地	津
赤松農村公園	公園	赤松町前川70-1	1,200		土	高	地	津
昭林公園	公園	安城町広美1-1	13,000		土	高	地	津
南部保育園	園庭	安城町小沢22-1	1,500		土	高	地	津
堀内公園	公園	堀内町安下1-1	59,000		土	高	地	津
高棚宮西公園	公園	高棚町中敷173-2	3,700	洪	土	高	地	津
高棚保育園	園庭	高棚町郷181	2,000		土	高	地	津
西部保育園	園庭	橋笠町笠松102	1,500	洪	土	高	地	津
弥厚公園	公園	和泉町宮前92	2,900		土	高	地	津
和泉公園	公園	和泉町大海古1	32,000		土	高	地	津
和泉保育園	園庭	和泉町北本郷237	2,000	洪	土	高	地	津
榎前農村公園	公園	榎前町北坂10-1	1,500		土	高	地	津
東端公園	公園	東端町稲荷32	11,600	洪	土	高	地	津
東端保育園	園庭	東端町住吉61-6	700	洪	土	高	地	津
ふれあい城西公園	公園	桜井町三度山68	2,000		土	高	地	津
とうみづか公園	公園	桜井町塔見塚39	2,500		土	高	地	津
城山公園	公園	桜井町城阿原59	4,800		土	高	地	津
桜井歌西公園	公園	桜井町貝戸尻78-2	7,500		土	高	地	津
桜井駅前公園	公園	桜井町新田19-18	8,000		土	高	地	津
さくら保育園	園庭	桜井町新田20-1	2,100		土	高	地	津
桜井保育園	園庭	桜井町宮下14	1,325		土	高	地	津
鹿栗公園	公園	姫小川町鹿栗1-48	1,500		土	高	地	津
姫西せせらぎ公園	公園	姫小川町道見塚132-1	2,500		土	高	地	津
金政公園	公園	小川町金政119-5	1,700		土	高	地	津
的場公園	公園	小川町の場丘8	2,600		土	高	地	津
本城公園	公園	小川町の場丘13	3,100		土	高	地	津
桜井南公園	公園	小川町御林1-1	11,000		土	高	地	津
桜井中央公園	公園	小川町堂開道1-1	22,300		土	高	地	津
小川保育園	園庭	小川町志茂188	2,500		土	高	地	津
きどはし公園	公園	木戸町西原敷38-6	2,400		土	高	地	津
木戸東公園	公園	木戸町丸池195	10,000		土	高	地	津
藤井公園	公園	藤井町東山106-1	7,700		土	高	地	津

一時避難場所兼避難所となる広場及び施設（指定緊急避難場所兼指定避難所）

名称	所在地	屋内面積(m <sup>2</sup> )	屋外面積(m <sup>2</sup> )	災害の種類				
北部公民館	里町4-12-4	1,300	2,500	洪	七	高	地	津
里町小学校	里町足取1-5	540	5,800	洪	土	高	地	津
志貴小学校	柿崎町御用地45	400	4,000	洪	土	高	地	津
安城北部小学校	今本町8-9-9	800	8,300	洪	土	高	地	津
東山中学校	里町東山1	1,600	14,000	洪	土	高	地	津
北部福祉センター	東柴町6-9	260	1,200	洪	土	高	地	津
作野公民館	篠目町古林畔26	600	2,300	洪	土	高	地	津
今池小学校	今池町2-1-52	540	6,000	洪	土	高	地	津
作野小学校	篠目町4-2-2-1	540	6,500	洪	土	高	地	津
梨の里小学校	篠目町深川38	780	9,300	洪	土	高	地	津
篠目中学校	篠目町竜田151	1,560	10,000	洪	土	高	地	津
作野福祉センター	篠目町二又27-1	230	1,600	洪	土	高	地	津
二本木公民館	三河安城本町1-13-9	620	2,200	洪	土	高	地	津
二本木小学校	緑町1-23-1	540	6,500	洪	土	高	地	津
みその保育園	美園町1-29	160	800	洪	土	高	地	津
東部公民館	大岡町源覚16	560	1,900	洪	土	高	地	津
安城東部小学校	大岡町前畑72-1	540	5,000	洪	土	高	地	津
安城東高等学校	北山崎町大土塚10	1,680	23,000	洪	土	高	地	津
中部公民館	新田町小山西83	800	0	洪	七	高	地	津
安城中部小学校	大東町12-8	540	8,000	洪	土	高	地	津
新田小学校	新田町新栄100	540	8,400	洪	土	高	地	津
安城北中学校	新田町小山西18	1,620	13,300	洪	土	高	地	津
安城市体育館	新田町新定山41-8	3,780	0	洪	土	高	地	津
安城農林高等学校	池浦町茶筌木1	1,140	22,000	洪	土	高	地	津
青少年の家	新田町池田上1	440	0	洪	土	高	地	津
安城市民交流センター	大東町11-3	460	0	洪	土	高	地	津
中部福祉センター	新田町新栄84-1	390	1,200	洪	土	高	地	津
文化センター	桜町17-11	1,120	1,200	洪	土	高	地	津
桜町小学校	桜町15-5	540	7,500	洪	土	高	地	津
錦町小学校	錦町9-39	700	9,000	洪	土	高	地	津
昭林公民館	安城町広美10-1	480	1,800	洪	土	高	地	津
安城南中学校	城南町2-7-2	1,600	13,000	洪	土	高	地	津
赤松保育園	赤松町隅田川55	140	650	洪	土	高	地	津
安城高等学校	赤松町大北103	1,440	24,000	洪	土	高	地	津
総合福祉センター	赤松町大北78-1	850	5,200	洪	土	高	地	津
安祥公民館	安城町城堀30	480	8,700		土	高	地	津
祥南小学校	安城町庚申11	540	6,700	洪	土	高	地	津
安城南部小学校	安城町城堀48	540	6,400	洪	土	高	地	津

名称	所在地	屋内面積(m <sup>2</sup> )	屋外面積(m <sup>2</sup> )	災害の種類				
安祥中学校	安城町天草23	1,600	10,000	洪	土	高	地	津
ゆたか保育園	古井町豊日25	200	2,300		土	高	地	津
安祥福祉センター	安城町多門96	420	1,350		土	高	地	津
西部公民館	福釜町釜ヶ淵20-1	440	5,100	洪	土	高	地	津
安城西部小学校	福釜町猿町128	500	7,600	洪	土	高	地	津
高棚小学校	高棚町窪田44	540	5,000	洪	土	高	地	津
三河安城小学校	箕輪町昭和47	720	5,000	洪	土	高	地	津
安城西中学校	福釜町中根43	1,600	9,000	洪	土	高	地	津
みのわ保育園	箕輪町神戸169-3	200	1,040	洪	土	高	地	津
えのき保育園	板前町北塚5-1	100	650	洪	土	高	地	津
西部福祉センター	福釜町西天12	330	1,000	洪	土	高	地	津
明祥公民館	和泉町大下38-1	1,180	4,600	洪	土	高	地	津
丈山小学校	和泉町南本郷1	540	5,000	洪	土	高	地	津
明和小学校	東端町明和66	480	5,000	洪	土	高	地	津
明祥中学校	東端町住吉1-12	1,600	11,000	洪	土	高	地	津
城ヶ入保育園	城ヶ入町丸根3	100	1,200	洪	土	高	地	津
明祥福祉センター	和泉町大下38-1	180	0	洪	土	高	地	津
桜井公民館	桜井町大役田1-1	1,020	1,500	洪	土	高	地	津
桜井小学校	小川町清水道6-1	780	8,500	洪	土	高	地	津
桜林小学校	桜井町中狭間35-1	540	7,200	洪	土	高	地	津
桜井中学校	小川町的場丘1-1	1,480	9,800	洪	土	高	地	津
三ツ川保育園	寺領町願明85	120	680		土	高	地	津
安城南高等学校	桜井町門原1	2,180	22,000	洪	土	高	地	津
桜井福祉センター	桜井町新田20	420	2,100	洪	土	高	地	津

(2) 広域避難場所(3箇所)

災害による大規模火災などから市街地の住民が避難するための大規模な公共空地です。

広域避難場所一覧

名称	所在地	連絡先		面積(m <sup>2</sup> )
総合運動公園	新田町新定山41-8	市体育館	75-3535	200,400
	" 池田上1	青少年の家	76-3432	
安城公園	桜町289-1	市役所	76-1111	39,400
		市民会館	75-1151	
秋葉公園	大山町1丁目7-1	秋葉いこいの広場 環境学習センター	76-7148	39,900

\*応急給水栓は、広域避難場所の3ヶ所(総合運動公園、安城公園、秋葉公園)にも整備されています。



福祉避難所備蓄状況

(別紙2)

北部福祉センター避難所備蓄状況

平成29年4月1日現在

防災倉庫		
種別	品目	数量
生活用消耗品	災害救助用毛布(10枚/箱)	3箱
	便袋(200枚/箱)	6箱
	マスク(50枚/箱)	15箱
	ビニール手袋(100枚/箱)	12箱
	おむつ(M-L)18枚/包	44包
	おむつ(L-LL)16枚/包	48包
	トイレトペーパー(100本/箱)	2箱
	トイレトペーパー(48本/箱)	2箱
	下水道直結型トイレ(車椅子対応仮設トイレ)	2基
	簡易トイレ	5基
生活用資機材	簡易トイレ用テント(ワンタッチテントWT-1)	5張
	リクライニングベット	10台
	ワンタッチパーテーション(ファミリールーム)	4基
	プライベートルームPB-1、B(災害活動用多目的テント)	2基
	ナショナルマリンプラスチック	1個
	蛇口付給水器	1個
	リヤカー	1台
	車椅子	0台
	スロープ	0個
	照明セット(3本/袋)	2袋
	コードリール(30m)	2台
	ソフト担架	3個
	電気ポット(トリプルセーフ)	5個
	吸引機(ポータブルKS-70Q)	2個

防災倉庫		
種別	品目	数量
救助用資材	ジャッキ(油圧爪付き)	2個
	ハンズフリー拡声器	2個
	蓋付きバケツ	10個

大型発電機	1台
小型発電機	2台
ガソリン(車庫)	32ℓ
ガソリン携行缶(20ℓ用)	1個

救護セット	1式
-------	----

作野福祉センター避難所備蓄状況

平成29年4月1日現在

防災倉庫		
種別	品目	数量
生活用消耗品	災害救助用毛布(10枚/箱)	3箱
	便袋(200枚/箱)	6箱
	マスク(50枚/箱)	6箱
	ビニール手袋(100枚/箱)	6箱
	おむつ(M-L)18枚/包	24包
	おむつ(L-LL)16枚/包	28包
	トイレトペーパー(100本/箱)	2箱
	トイレトペーパー(48本/箱)	0箱
	下水道直結型トイレ(車椅子対応仮設トイレ)	2基
	簡易トイレ	5基
生活用資機材	簡易トイレ用テント(ワンタッチテントWT-1)	5張
	リクライニングベット	10台
	ワンタッチパーテーション(ファミリールーム)	20基
	プライベートルームPB-1、B(災害活動用多目的テント)	2基
	ナショナルマリンプラスチック	1個
	蛇口付給水器	1個
	リヤカー	1台
	車椅子	0台
	スロープ	0個
	照明セット(3本/袋)	2袋
	コードリール(30m)	2台
	ソフト担架	3個
	電気ポット(トリプルセーフ)	5個
	吸引機(ポータブルKS-70Q)	1個

防災倉庫		
種別	品目	数量
救助用資材	ジャッキ(油圧爪付き)	2個
	ハンズフリー拡声器	2個
	蓋付きバケツ	10個

大型発電機	1台
小型発電機	2台
ガソリン	32ℓ
ガソリン携行缶(20ℓ用)	1個

救護セット	1式
-------	----

総合福祉センター避難所備蓄状況

平成29年4月1日現在

防災倉庫		
種別	品目	数量
生活用消耗品	災害救助用毛布(10枚/箱)	3箱
	便袋(200枚/箱)	6箱
	マスク(50枚/箱)	25箱
	ビニール手袋(100枚/箱)	30箱
	おむつ(M-L)18枚/包	125包
	おむつ(L-LL)16枚/包	141包
	トイレットペーパー(100本/箱)	2箱
	トイレットペーパー(48本/箱)	2箱
	下水道直結型トイレ(車椅子対応仮設トイレ)	2基
	簡易トイレ	5基
生活用資機材	簡易トイレ用テント(ワンタッチテントWT-1)	5張
	リクライニングベット	10台
	ワンタッチパーテーション(ファミリールーム)	20基
	プライベートルームPB-1.8(災害活動用多目的テント)	2基
	ナショナルマリンプラスチック	1個
	蛇口付給水器	1個
	リヤカー	0台
	車椅子	0台
	スロープ	0個
	照明セット(3本/袋)	2袋
	コードリール(30m)	2台
	ソフト担架	3個
	電気ポット(トリプルセーフ)	5個
	吸引機(ポータブルKS-700)	2個

防災倉庫		
種別	品目	数量
救助用資材	ジャッキ(油圧爪付き)	2個
	ハンズフリー拡声器	2個
	蓋付きバケツ	10個

大型発電機	1台
小型発電機	2台
ガソリン(車庫)	32ℓ
ガソリン携行缶(20ℓ用)	0個

救護セット	1式
-------	----

西部福祉センター避難所備蓄状況

平成29年4月1日現在

防災倉庫		
種別	品目	数量
生活用消耗品	災害救助用毛布(10枚/箱)	3箱
	便袋(200枚/箱)	6箱
	マスク(50枚/箱)	10箱
	ビニール手袋(100枚/箱)	10箱
	おむつ(M-L)18枚/包	40包
	おむつ(L-LL)16枚/包	45包
	トイレットペーパー(100本/箱)	2箱
	トイレットペーパー(48本/箱)	0箱
	下水道直結型トイレ(車椅子対応仮設トイレ)	2基
	簡易トイレ	5基
生活用資機材	簡易トイレ用テント(ワンタッチテントWT-1)	5張
	リクライニングベット	10台
	ワンタッチパーテーション(ファミリールーム)	20基
	プライベートルームPB-1.8(災害活動用多目的テント)	2基
	ナショナルマリンプラスチック	1個
	蛇口付給水器	1個
	リヤカー	1台
	車椅子	0台
	スロープ	0個
	照明セット(3本/袋)	2袋
	コードリール(30m)	2台
	ソフト担架	3個
	電気ポット(トリプルセーフ)	5個
	吸引機(ポータブルKS-700)	2個

防災倉庫		
種別	品目	数量
救助用資材	ジャッキ(油圧爪付き)	2個
	ハンズフリー拡声器	2個
	蓋付きバケツ	10個

大型発電機	1台
小型発電機	2台
ガソリン(車庫)	32ℓ
ガソリン携行缶(20ℓ用)	1個

救護セット	1式
-------	----

桜井福祉センター避難所備蓄状況

平成29年4月1日現在

防災倉庫		
種別	品目	数量
生活用消耗品	災害救助用毛布(10枚/箱)	3箱
	便袋(200枚/箱)	6箱
	マスク(50枚/箱)	11箱
	ビニール手袋(100枚/箱)	12箱
	おむつ(M-L)18枚/包	45包
	おむつ(L-LL)16枚/包	50包
	トイレットペーパー(100本/箱)	2箱
	トイレットペーパー(48本/箱)	0箱
	下水道直結型トイレ(車椅子対応仮設トイレ)	2基
	簡易トイレ	5基
生活用資機材	簡易トイレ用テント(ワンタッチテントWT-1)	5張
	リクライニングベット	10台
	ワンタッチパーテーション(ファミリールーム)	20基
	プライベートルームPB-1.8(災害活動用多目的テント)	2基
	ナショナルマリンプラスチック	1個
	蛇口付給水器	1個
	リヤカー	1台
	車椅子	0台
	スロープ	0個
	照明セット(3本/袋)	2袋
	コードリール(30m)	2台
	ソフト担架	3個
	電気ポット(トリプルセーフ)	5個
	吸引機(ポータブルKS-700)	2個

防災倉庫		
種別	品目	数量
救助用資材	ジャッキ(油圧爪付き)	2個
	ハンズフリー拡声器	1個
	蓋付きバケツ	10個

大型発電機	1台
小型発電機	2台
ガソリン(車庫)	32ℓ
ガソリン携行缶(20ℓ用)	1個

救護セット	1式
-------	----

中部福祉センター避難所備蓄状況

平成29年4月1日現在

防災倉庫		
種別	品目	数量
生活用消耗品	災害救助用毛布(10枚/箱)	3箱
	便袋(200枚/箱)	6箱
	マスク(50枚/箱)	10箱
	ビニール手袋(100枚/箱)	12箱
	おむつ(M-L)22枚/包	36包
	おむつ(L-LL)20枚/包	39包
	トイレットペーパー(100本/箱)	0箱
	トイレットペーパー(48本/箱)	2箱
	下水道直結型トイレ(車椅子対応仮設トイレ)	2基
	簡易トイレ	5基
生活用資機材	簡易トイレ用テント(ワンタッチテントWT-1)	5張
	リクライニングベット	10台
	ワンタッチパーテーション(ファミリールーム)	20基
	プライベートルームPB-1.8(災害活動用多目的テント)	2基
	ナショナルマリンプラスチック	1個
	蛇口付給水器	1個
	リヤカー	1台
	車椅子	0台
	スロープ	1個
	照明セット(3本/袋)	6袋
	コードリール(30m)	2台
	ソフト担架	3個
	電気ポット(トリプルセーフ)	5個
	吸引機(ポータブルKS-700)	2個

防災倉庫		
種別	品目	数量
救助用資材	ジャッキ(油圧爪付き)	2個
	ハンズフリー拡声器	2個
	蓋付きバケツ	10個

大型発電機	1台
小型発電機	2台
ガソリン	32ℓ
ガソリン携行缶(20ℓ用)	1個

救護セット	1式
-------	----

安祥福祉センター避難所備蓄状況

平成29年4月1日現在

防災倉庫		
種別	品目	数量
生活用消耗品	災害救助用毛布(10枚/箱)	3 箱
	便袋(200枚/箱)	7 箱
	マスク(50枚/箱)	10 箱
	ビニール手袋(100枚/箱)	12 箱
	おむつ(M-L)18枚/包	44 包
	おむつ(L-LL)16枚/包	49 包
	トイレットペーパー(100本/箱)	2 箱
	トイレットペーパー(48本/箱)	0 箱
	下水道直結型トイレ(車椅子対応仮設トイレ)	5 基
	簡易トイレ	5 基
生活用資機材	簡易トイレ用テント(ワンタッチテントWT-1)	5 張
	リクライニングベット	10 台
	ワンタッチパーテーション(ファミリールーム)	20 基
	プライベートルームPB-1.8 (災害活動用多目的テント)	2 基
	ナショナルマリンプラスチック	1 個
	蛇口付給水器	1 個
	リヤカー	1 台
	車椅子	0 台
	スロープ	1 個
	照明セット(3本/袋)	2 袋
	コードリール(30m)	2 台
	ソフト担架	3 個
	電気ポット(トリプルセーブ)	5 個
	吸引機(ポータブルKS-700)	2 個

防災倉庫		
種別	品目	数量
救助用資材	ジャッキ(油圧爪付き)	2 個
	ハンズフリー拡声器	2 個
	蓋付きバケツ	10 個

大型発電機	1 台
小型発電機	2 台
ガソリン(車庫)	32 ℓ
ガソリン携行缶(20ℓ用)	1 個

救護セット	1 式
-------	-----

明祥福祉センター避難所備蓄状況

平成29年4月1日現在

防災倉庫		
種別	品目	数量
生活用消耗品	災害救助用毛布(10枚/箱)	6 箱
	便袋(200枚/箱)	0 箱
	マスク(50枚/箱)	0 箱
	ビニール手袋(100枚/箱)	0 箱
	おむつ(M-L)18枚/包	0 包
	おむつ(L-LL)16枚/包	0 包
	トイレットペーパー(100本/箱)	0 箱
	トイレットペーパー(48本/箱)	0 箱
	下水道直結型トイレ(車椅子対応仮設トイレ)	2 基
	簡易トイレ	4 基
生活用資機材	簡易トイレ用テント(ワンタッチテントWT-1)	4 張
	リクライニングベット	0 台
	ワンタッチパーテーション(ファミリールーム)	20 基
	プライベートルームPB-1.8 (災害活動用多目的テント)	2 基
	ナショナルマリンプラスチック	1 個
	蛇口付給水器	1 個
	リヤカー	1 台
	車椅子	0 台
	スロープ	1 個
	照明セット(3本/袋)	2 袋
	コードリール(30m)	2 台
	ソフト担架	3 個
	電気ポット(トリプルセーブ)	5 個
	吸引機(ポータブルKS-700)	2 個

防災倉庫		
種別	品目	数量
救助用資材	ジャッキ(油圧爪付き)	2 個
	ハンズフリー拡声器	2 個
	蓋付きバケツ	0 個

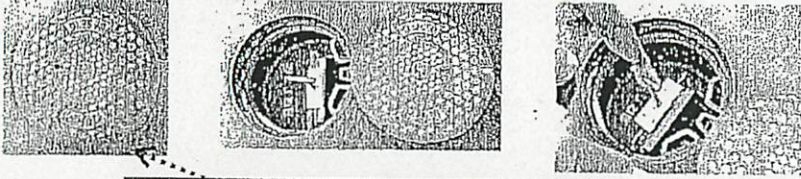
大型発電機	1 台
小型発電機	2 台
ガソリン	0 ℓ
ガソリン携行缶(20ℓ用)	2 個

救護セット	0 式
-------	-----

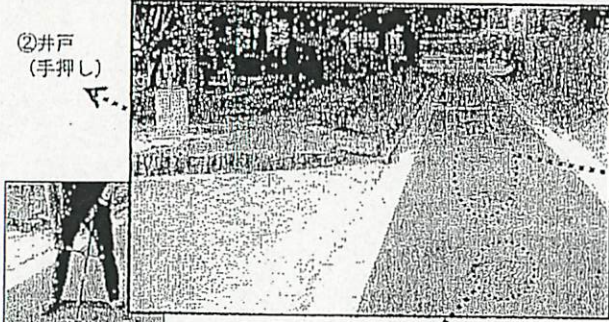
### マンホールトイレの使い方 (北部福祉センター設置型)

(別紙3)

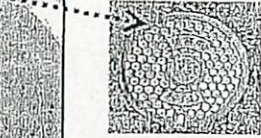
#### ④排水枡マンホール



#### ②井戸 (手押し)

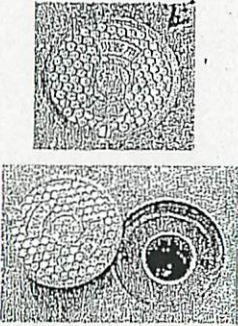


#### ③トイレ設置マンホール x 5



図のようにバーを使用し、マンホールを開きます。

#### ①注水マンホール



例：安城公園

- ①注水マンホールを開き、②井戸 (手押し) を用いて、水を溜めます。
- ③トイレ設置マンホールを開き、マンホール用トイレを設置します。(トイレ設置の方法については、トイレに添付されている説明書を参照。ここでは省きます。)
- トイレ使用
- ④排水枡マンホールを開き、中のバーを引上げます。(中の汚物が下水道に放流されます。)  
※放流については1日1回程度
- 以後、水溜め→トイレ使用→放流を繰り返す。

### 防災行政無線の使い方 ~半固定型~

(別紙4)

#### 無線操作方法 (個別呼出)

1. 待受キーを押す。  
2. 待受キーを押す。  
3. 待受キーを押す。  
4. 待受キーを押す。

※通話時間がいっぱいになると通話終了となり、通話相手は「通話相手がいっぱい」という音声が流れます。

※通話相手がいっぱい場合は、通話相手から通話することが出来ません。

※通話相手がいっぱいになると通話相手は「通話相手がいっぱい」という音声が流れます。

#### 無線操作方法 (グループ通話) (登録されているグループ通話が可能)

1. 待受キーを押す。  
2. 待受キーを押す。  
3. 待受キーを押す。  
4. 待受キーを押す。  
5. 待受キーを押す。  
6. 待受キーを押す。

※通話時間がいっぱいになると通話終了となり、通話相手は「通話相手がいっぱい」という音声が流れます。

※通話相手がいっぱい場合は、通話相手から通話することが出来ません。

※通話相手がいっぱいになると通話相手は「通話相手がいっぱい」という音声が流れます。

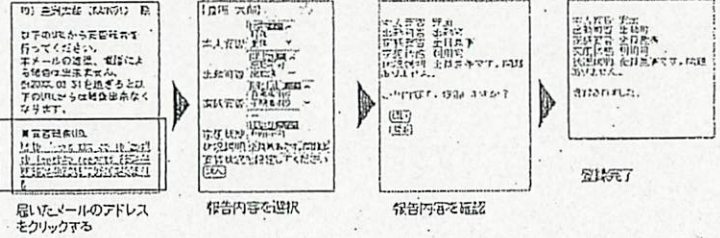
防災行政無線 無線局番号一覧

無線局番号	無線局名	無線局種別	無線局所在地	無線局の設置者	無線局の運用者	無線局の運用時間	無線局の運用内容	無線局の運用備考
101	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
102	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
103	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
104	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
105	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
106	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
107	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
108	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
109	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
110	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
111	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
112	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
113	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
114	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
115	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
116	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
117	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
118	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
119	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
120	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
121	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
122	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
123	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
124	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
125	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
126	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
127	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
128	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
129	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
130	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
131	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
132	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
133	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
134	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
135	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
136	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
137	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
138	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
139	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
140	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
141	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
142	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
143	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
144	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
145	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
146	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
147	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
148	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
149	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	
150	安城市防災行政無線	防災行政無線	安城市	安城市	安城市	24時間	防災行政無線	

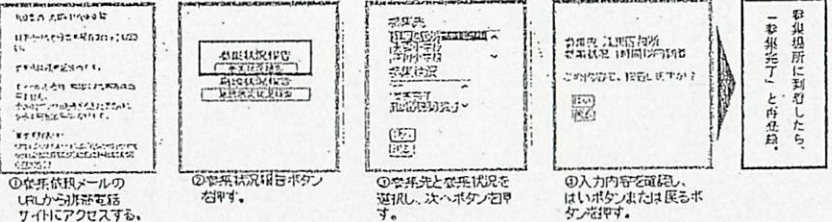
安城市危機管理情報システム (SAVEaid) の操作方法

- 1 利用方法  
 (1) 登録者に配信されたメールから、URLを開いて報告内容を登録する。

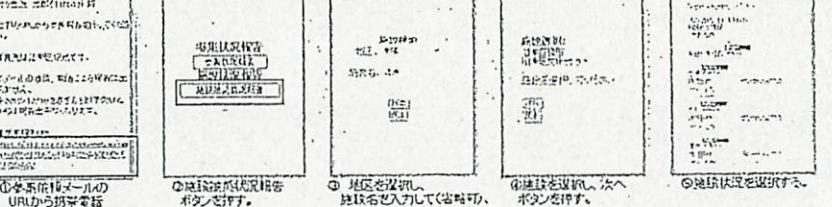
ア 安否情報の登録 (全職員)



イ 参集状況の登録 (全職員)



ウ 施設被災状況の登録 (避難所特命者、施設管理者)



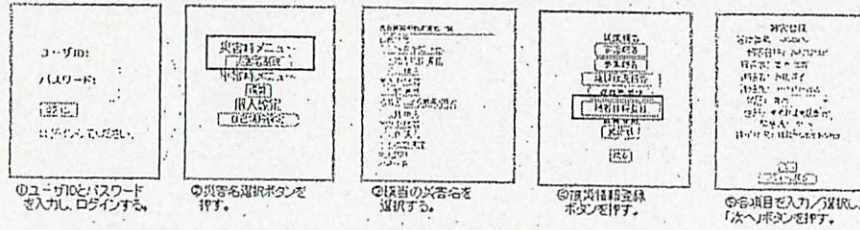
(2) 下記のサイトにアクセスしてログインすると、メニューから各種の報告を行うことができます。  
<https://bousai.saveaid.jp/anjomobile/Login.aspx>

- ア 災害時メニュー
- ・安否報告、参集報告、施設状況報告：上記と同じ
  - ・避難所要請：避難所からの要請を200文字以内で登録できます。
  - ・被害情報登録：携帯から被害状況を報告できます(画像添付可)

- イ 平常時メニュー
- ・備蓄



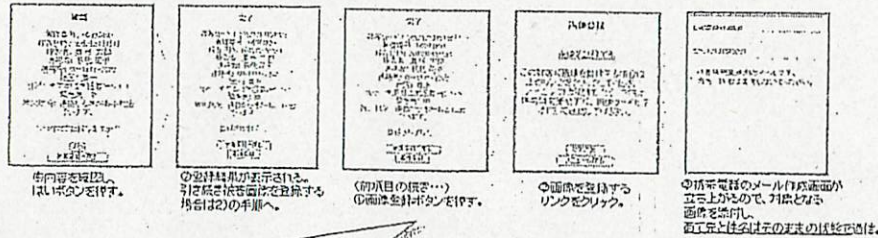
(3) 被害状況報告方法



①ユーザIDとパスワードを入力し、ログインする。  
 ②災害名選択ボタンを押す。  
 ③該当の災害名を選択する。  
 ④被災地を選択ボタンを押す。  
 ⑤各項目を入力/選択し、「次へ」ボタンを押す。

被害状況の入力項目

管理番号	(入力不要)	←※入力はありません。
報告日時	(必須) 201706071010	←《必須》年月日時を数字12桁で入力します
報告者	(必須) 安城 太郎	←《必須》初期値はログインユーザー氏名です
連絡者		←※被害の通報者の氏名
連絡先		←※通報者の連絡先
地区	(選択必須) 中央	←《必須》最寄りの地区公民館を選択します。
住所	安城市桜町 18-23	←《必要》「安城市」は省略可です。
位置情報の取得		←※原則必要ありません。
緊急度		←※被害対応の緊急度を選択できます
被災状況	市役所前で道路陥没	←※被害状況を説明してください (自由記入欄)



①画面下部の「位置情報取得」ボタンを押す。  
 ②「位置情報取得」ボタンを押す。  
 ③「位置情報取得」ボタンを押す。  
 ④画面下部の「位置情報取得」ボタンを押す。  
 ⑤「位置情報取得」ボタンを押す。

【画像による位置情報の取得について】

被害画像として、位置情報（「DMS（度、分、秒）」方式のみ）を持つ画像を登録することができます。

位置情報を持つ画像を登録することで、その情報がシステムにおいて被害発生場所として登録され、地図上にプロットされます。（「住所」欄は変わりません。）

登録できる画像ファイルは、最大5つです。

位置情報を持つ画像を複数登録した場合は、最初に受信した画像の位置情報を採用する仕組みとなっておりますが、位置情報を持つ画像の添付は一度に1枚までとすることをお勧めします。

第1章 総括

1 趣旨

災害発生時には、災害時要援護者へ特別な配慮や支援を払うことが重要であり、このため市は、避難所のうち、心身や施設の状況により一般の避難者との共同避難生活が困難な障害者や要援護高齢者等の災害時要援護者の避難所として総合福祉センターや地域福祉センターを福祉避難所として指定している。

しかし、緊急の入院加療等を必要としないものの、専門性の高いケアを必要とするため、福祉避難所においても避難所生活を送ることが困難な災害時要援護者のために、専門的なケアを提供できる避難所が必要となってくる。

このため、市は専門的なケアを提供できる福祉施設を「特定福祉避難所」として指定するために、開設及び運営に関する協定を福祉施設と締結し、その特定福祉避難所の設置・運営に係る事項をマニュアルとして定める。

2 地域防災計画における位置づけ

(1) 特定福祉避難所の指定

避難所は、被害を受け、又は受けるおそれのある者に対し、一時的に生活の場を提供するものであり、避難者や公共放送などから地域の被害情報等の収集や伝達を行うとともに、避難者に対する物資の供給や傷病者に対する応急救護などの救援措置を行う。

避難所のうち、心身や施設の状況により一般の避難者との共同避難生活が困難な障害者や要援護高齢者等の災害時要援護者の避難所として総合福祉センターや地域福祉センターを福祉避難所に充てる。

また、専門的なケアを必要とするため、福祉避難所においても避難所生活を送ることが困難な災害時要援護者の受け入れについて、必要とされる専門的なケアを提供できる福祉施設を「特定福祉避難所」として位置づけ、締結した協定に基づき、協力を要請する。

特定福祉避難所一覧

施設名	所在地	収容人数	電話
安城特別支援学校	桜井町伝左20番地	190名	99-3345
ぬくもりの家	大東町5番28号	43名	77-0555
ぬくもりワークス	赤松町恋塚87番地1	50名	77-1555
まるくてワークス	池浦町丸田160番地2	48名	77-1000
ぬくもりの郷	赤松町北新屋敷112番地1	54名	77-5222
ポテトハウス	和泉町大北27番	37名	92-0070
ハルナ	桜井町咽首195番地	15名	99-9860
ラニハルナ	桜井町咽首197番地	33名	99-9770

※ポテトハウス衛星電話 88216-6877-3624

(2) 特定福祉避難所における設備等の整備

ライフラインが途絶した場合、その復旧には時間を要することが予想されることから、市は避難所における避難市民の生活を確保するため、必要と考えられる生活必需品、寝具材等の整備を図るとともに、災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

特定福祉避難所には、飲料水、食糧品等の確保に努めるほか、特定福祉避難所として必要となる介護用品などについても整備に努める。

(3) 特定福祉避難所の開設

市は、現に被災し、又は被災するおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容するための避難所を必要に応じて開設する。避難所は、機能的な役割により、公民館避難所、一般避難所、福祉避難所及び特定福祉避難所に区別し、災害時要援護者については優先して避難所に入れるよう配慮する。

なお、福祉センターを含む市の指定避難所では、給水の確保、食料の給与、毛布、寝具、衣料、日用必需品等の給・貸与などを行う。

(4) 特定福祉避難所の管理・運営

特定福祉避難所の施設管理者は、他の福祉避難所や特定福祉避難所と協力して避難所の秩序保持、環境や衛生上の管理、避難者の救援措置等に当たる。

また、避難者のニーズを早急に把握し、特定福祉避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、男女のニーズの違いや避難者のプライバシーの確保に配慮する。

なお、一般避難所では、避難者を中心に運営委員会を設けるなど自主運営に心がけるが、特定福祉避難所においては、施設管理者と施設職員を中心に、家族や支援者、ボランティアなどの力を借りて運営を行うこととする。

3 災害時要援護者と特定福祉避難所収容者の定義

(1) 災害時要援護者の定義

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に対してハンディを負う人々を言う。

具体的には、傷病者、身体障害者、知的障害者を始め日常的には健常者であっても理解能力や判断力を持たない乳幼児、体力的な衰えのある老人などの社会的弱者や、我が国の地理や災害に対する知識が低く、日本語の理解も十分でない外国人などが挙げられる。

(2) 特定福祉避難所に収容する者の定義

- ① 災害時に緊急の入院加療等を必要としないものの、専門性の高いケアを必要とし、福祉避難所等では避難生活に困難が生じると認められる災害時要援護者
- ② 上記①の災害時要援護者の親族等であって、特定福祉避難所で当該災害時要援護者とともに避難生活をおくることにより、当該災害時要援護者の安定した避難生活の確保に寄与すると認められる者

議題二(安成市)



第2章 日常における取り組み

1 マニュアルや協定書の整備・見直し

特定福祉避難所に指定される福祉施設は、あらかじめ特定福祉避難所の開設及び運営等に関する事項について市と協定を締結する。その協定に基づき、特定福祉避難所マニュアルなどの記載内容に変更が必要となった場合は、市と協議を行い、必要に応じてその都度見直すとともに、市の地域防災計画や一般避難所向けの運営マニュアルとも整合性を図るものとする。協定書についても同様とする。

また、特定福祉避難所に指定された福祉施設は、災害発生時に必要となるマニュアルなどを職員にも配布し、説明をするなど活用の図れる体制をとるとともに、福祉施設としての本来の業務にいち早く復帰できるよう、協定の締結後、速やかに事業継続計画を策定することに努める。

2 資機材の整備と点検

特定福祉避難所に指定された福祉施設は、配備された資機材を定期的に点検するとともに、災害発生時に活用が図れるよう職員向けに訓練を実施することとする。

また、更新や増設が必要となった資機材については、市に申し出ることとする。

3 防災訓練や非常連絡網の整備

(1) 防災訓練

災害発生時に備え、職務分担や業務手順を明確にするとともに、実践的な訓練を実施すること。訓練は、施設単独又は福祉避難所の訓練のほか市の防災訓練と連携を図りながら実施するものなど多様なものが考えられるが、市の防災担当課とも協議を行い実施することとする。また、市の防災訓練へも早期の参加に努める。

(2) 非常連絡網の整備

特定福祉避難所に指定された福祉施設は、職員の安否確認や避難所の開設指示など災害発生時に速やかに非常連絡がとれるよう非常連絡網を整備するとともに、非常時に確実に連絡がとれるよう定期的に連絡訓練を実施し、確実な連絡体制の整備を図ることとする。

4 特定福祉避難所の生活必需品、マンパワーの確保

(1) 生活必需品等の確保

特定福祉避難所に備えて置くべき物品については、一般の避難所生活に必要な基本的な物品に加え、災害時要援護者の特性から幅の広いものとなる。

このため、災害時要援護者が一時的な避難所生活を送るうえで必要な、介護用品、高齢者用のおむつ、女性用生理用品などの日用品のほか、プライバシー空間を確保するためのパーティションなど避難対象者の特徴・特性に基づいた生活用品や物品の備蓄に努める。

特定福祉避難所において必要な物品の例

	一般	災害時要援護者（一般に加え）
食料・水	福祉避難所、公民館避難所及び災害対策本部各班と連携し調達	福祉避難所、公民館避難所及び災害対策本部各班と連携し調達
生活必需品等	医薬品、紙おむつ（大人用・乳幼児用）、生理用品、カセットコンロ、毛布、タオル、トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、懐中電灯、乾電池、ビニールシート、カイロ、清拭剤、マスク等	電気ポット、哺乳瓶、介護用ベッド、尿管器、ソフト担架、車いす、マット、パーティション等
その他	仮設トイレ等	ポータブルトイレ、便袋等

(2) マンパワーの確保

特定福祉避難所における災害時要援護者の日常生活活動のニーズに対しては、施設の職員及び災害時要援護者に付き添う家族支援者等が基本的に支援を行うものとする。

しかし、特定福祉避難所での生活は24時間体制で介護を必要とすることから、ボランティアセンターと連携し介護ボランティアを確保するとともに、市は市内の介護サービス提供事業者と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携を図り、特定福祉避難所における介助員の確保に努める。

また、円滑に特定福祉避難所の運営ができるよう、避難者とその家族等、施設管理者、ボランティアなどで組織する運営会を開催し、情報連携や互いの協力ができる体制づくりを図ることとする。

5 医療機関等との連携

(1) 避難生活者の緊急時等にかかる連携強化

特定福祉避難所は、受け入れた災害時要援護者に対し、医学的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに搬送することが必要となる。

このため、こうした事態に備え、避難者を受け入れた場合は、特定福祉避難所は災害対策本部援助班に速やかに連絡をとり、市は適切な医療機関等へ移送できるよう連携体制をあらかじめ定めておく。

### 第3章 災害時における取り組み

#### 1 特定福祉避難所の開設

##### (1) 特定福祉避難所の開設及び要援護者の受け入れ

ア 市は、災害が発生した場合、もしくは災害発生が見込まれる場合で、特定福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに利用できる特定福祉避難所を開設するよう要請する。

イ 特定福祉避難所で受け入れる要援護者は、その施設において普段から利用している障害者、市から受け入れを要請された障害者及びこれら障害者の親族等であって、特定福祉避難所で障害者本人とともに避難生活をおくることにより、当該障害者の安定した避難生活の確保に寄与すると認められる者とする。

ウ 特定福祉避難所は、避難所としての受け入れ体制が整い次第、避難者の特性に応じたスペースを割り振ることとする。

エ 特定福祉避難所の避難者の受け入れスペースは、避難者及びその介護者一人当りの面積を概ね3.3㎡(畳2畳分)とする。ただし、避難者の特性によっては、その限りでない。

##### (2) 特定福祉避難所の開設期間

特定福祉避難所を設置した場合の特定福祉避難所の開設期間は、市災害対策本部との協議によるものとする。

ただし、特定福祉避難所に指定された福祉施設は、原則として、災害の発生の日から最大限8日以内には福祉サービスを提供できるよう施設の復旧及び体制の整備に努める。このことに伴い、特定福祉避難所に併設する事業所部分は、特定福祉避難所から除かれることとなる。

#### 2 特定福祉避難所の運営体制の整備

##### (1) 特定福祉避難所担当職員の配置

ア 特定福祉避難所を開設したときは、当該福祉施設担当職員により避難所の管理運営を行う。

イ 当初は24時間対応が必要な場合も考えられるため、職員の勤務時間を割り振るなど必ず特定福祉避難所担当職員の交代要員を確保することとする。

ウ 特定福祉避難所では、災害時要援護者からの相談等に対応するとともに、介助者等の応援派遣、備蓄していない物資・備品の提供など特定福祉避難所では対応できないニーズについては、市の災害対策本部に迅速に要請することとする。

#### 3 特定福祉避難所の運営

##### (1) 避難所の安全確認

ア 施設管理者は、主体部分が損壊し余震などにより二次災害の恐れがあるときや、内部が大幅に損壊し使用することが危険と判断したときなど施設の安全確認が

できない場合は、使用しないような措置をとることとする。

イ 判断が難しい場合は、災害対策本部に応急危険度判定士の派遣を要請する。避難所が開設できない場合は、災害対策本部と調整しながら他の避難所に誘導するなどの措置をとることとする。

##### (2) 立ち入り禁止スペースの指定

ア 避難所運営を行うために、施設管理業務や避難者への共通サービスに必要なような部屋等は避難者の受け入れスペースとはしない。

イ 施設管理者は、災害時要援護者以外の者(近隣の者などの一般避難者)に対して、当初から一時的な収容であることを説明するとともに、災害時要援護者の収容場所とホールなどの一般避難者の収容場所は区分けすることとする。

##### (3) 名簿の作成・管理

ア 特定福祉避難所に避難している避難者の名簿(様式1)を作成し、随時更新する。

イ 避難者に退所があるときは、可能な限り転出先を確認して記録する。

ウ 毎日、名簿の整理及び集計を行い、避難所状況報告書(様式2)に集計結果を記入して、災害対策本部へ報告する。

エ 避難者が公開を望んだときは、避難者名簿の住所と氏名を特定福祉避難所の受付窓口に掲示する。

##### (4) 食料・水の配給

ア 食料・水の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行う。また、障害者や高齢者の経管栄養剤ややわらかい食事など、特別な要望については個別に対処するよう努める。

イ 不足食料がある場合は、不足食料の内容及び数量を取りまとめて、食料供給関係受領票兼処理表(様式3)に記入し、災害対策本部へ提出する。

ウ 食料の要請に当たっては、必要な食料を的確に把握し、余剰食料が発生しないよう注意する。

##### (5) 物資の配給

ア 物資の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行う。また、特別な要望については個別に対応するよう努める。

イ 不足物資がある場合は、不足物資の内容及び数量を取りまとめて、物資依頼伝票(様式4)に記入し、災害対策本部へ提出する。

ウ 物資の要請に当たっては、必要な物資を的確に把握し、余剰物資が発生しないよう注意する。

##### (6) 物資の管理

ア 要請した物資が搬送されたら物資依頼伝票(様式4)にサインをして物資を受け取り、物資保管場所へ保管する。

※ 物資の管理・保管方法

- ① 男性衣類、女性衣類、子ども衣類、食料品、タオル、毛布、紙製品、生理用品、紙おむつ、その他に分類する。
- ② 生活用品は、石鹸、洗剤、歯ブラシ、乾電池、文房具、書籍、おもちゃ、医薬品、電気製品などの用途別に分類する。

- イ 搬送された物資については、避難所物品受払簿（様式5）に記入する。
- ウ 特別なニーズがある人には、個別に対処するように努める。

(7) トイレに関する対応

- ア 仮設トイレ等を所定の場所に設置する。
- イ トイレ使用についての注意事項を特定福祉避難所内トイレ及び仮設トイレそれぞれに貼り、避難者への周知徹底を図る。
- ウ 施設内トイレ・仮設トイレなどの清掃・手洗い消毒液の交換などの衛生管理は、毎日行うこととし、避難者の中で手伝える人がいれば協力を依頼する。

※ トイレ

仮設トイレ等のくみ取りは、状況を見て早めに要請すること。

(8) ごみに関する対応

- ア 施設管理者と協議の上、ごみの集積所を指定し、張り紙などにより避難者へ周知徹底を図る。
- イ ごみは、避難者各自が可燃・不燃ごみなどに分別し、所定の場所へ整然と置くよう指示する。
- ウ ごみ集積場は、屋外の直射日光が当たらない場所を選ぶ。

(9) 防疫に関する対応

- ア 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように、避難者等の協力を得て、ごみ処理や防疫に注意する。
- イ 手洗いを励行する。
- ウ 風呂の利用について周知する。
- エ 生活用水が確保できる場合は、洗濯場や洗濯物干し場を確保する。
- オ 風邪や下痢など体調を崩している人の有無を把握する。

※ 生活用水の確保

飲料水の安定的な供給ができる場合は、トイレ・手洗い・洗顔・洗髪・洗濯などの生活用水の確保に努める。

※ 手洗いの励行

- ① 手洗い所には、消毒液を配置する。
- ② 消毒液・トイレペーパーを確保する。

※ 食器の取扱い

衛生確保の観点から、食器はラップで覆って使用したり、使い捨ての物とする。

(10) 避難施設内の清掃・整理整頓

特定福祉避難所内の共有スペースなどの清掃は、避難者の中で手伝える人がいれば協力を依頼する。

(11) 電話の問い合わせや避難者の呼び出し

- ア 電話で問い合わせがあった時は、避難者名簿と照合する。
- イ 呼出しは、掲示により伝言し、折り返し避難者から連絡をとる方法を原則とする。

(12) 生活情報の提供

ア 求められる様々な情報について、手分けして情報を収集し、掲示板など多様な手段で提供する。

イ 避難者の必要とする情報は、次のものが考えられる。

- ① 被害・安否情報
- ② 医療・救護情報
- ③ 余震、天候情報
- ④ 生活物資情報
- ⑤ ライフライン及び交通機関の復旧情報
- ⑥ 生活再建情報
- ⑦ 長期受け入れ施設に関する情報

ウ 情報については、次の方法により収集する。

- ① 災害対策本部からの情報や、公開されている情報を収集する。
- ② テレビ・ラジオ・新聞などの情報を収集する。

エ 情報の周知は、次により行う。

- ① 収集した情報を整理し、必要な情報を明示して、掲示板や放送等あらゆる手段を用いて提供する。
- ② 掲示板には、被災者同士が情報交換できる「伝言板コーナー」を設置する。
- ③ 不要となった情報も記録・整理して保管する。

4 特定福祉避難所における災害時要援護者の支援

(1) 災害時要援護者の支援

ア 災害時要援護者の家族支援者等と協力して、災害時要援護者の健康状態、必要なサービスの状況などを把握する。

イ 特定福祉避難所において、障害者や高齢者などが生活する上での障害をできる限り取り除き、避難所の環境整備に努める。

ウ 特定福祉避難所では、災害時要援護者それぞれの配慮事項に応じた対応を図る。

※要援護者ごとのサービス

① 高齢者

- ・ 避難生活で活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮し、可能な限り運動のできる場所を確保する。
- ・ 認知症高齢者は、生活環境の変化で問題行動が出現しやすいので、生活指導等を行い精神的な安定を図る。
- ・ トイレに近い場所に避難スペースを設け、おむつをしている人のためには、おむつ交換の場所を別に設ける。

② 視覚障害者

- ・ 避難所のトイレや配給場所、状況の変化などを適切に伝える。
- ・ 放送やハンドマイク等を使用し、最新の情報を確実に伝える。

③ 聴覚障害者

- ・ 伝達事項は、紙に書いて知らせる。
- ・ 掲示板等を使用し、場所や使用方法、状況の変化、最新の情報を適切かつ確実に伝える。
- ・ ボランティアセンターに手話通訳者等の派遣を依頼する。

④ 肢体不自由者

- ・ 車いすが通れる幅を確保する。

⑤ 知的障害者

- ・ 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。

⑥ 精神障害者

- ・ 孤立してしまうことがないよう、知人等と一緒に生活できるよう配慮する。

(2) 福祉サービスの提供

- ア 災害時要援護者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も継続的に受けられるよう対応を図ることが重要であるため、市と特定福祉避難所は、福祉サービス事業者等と連携を図り、避難している災害時要援護者に対して必要な福祉サービスを提供できるよう努める。
- イ 特定福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は福祉各法による実施を想定している。

(3) 総合相談窓口の設置

- 災害時要援護者特有の相談に対応する総合相談窓口を、特定福祉避難所に設置し、専門職による総合的な福祉相談等を行うよう努める。

(4) 緊急時の対応等の実施

- 災害時要援護者の症状の急変等により医療措置や治療が必要となった場合は、

援助班に連絡し、市は医療機関への移送に努める。

(5) ボランティアの受け入れ

- ア 特定福祉避難所は、避難所運営状況から判断し、ボランティアの派遣の人員数や活動内容についてボランティアセンターに要請する。
- イ ボランティアの担当する仕事は、特定福祉避難所生活に関する仕事の支援とし、施設管理者は的確にボランティアの配備を行うよう努める。

- ① 災害時要援護者介護、看護活動の補助
- ② 清掃及び防疫活動への応援
- ③ 災害応急対策物資、資機材の輸送及び配分活動への協力
- ④ 手話・筆談・外国語などの情報伝達への支援協力
- ⑤ その他、危険を伴わない軽易な作業への協力

(6) 移送手段の提供

- 特定福祉避難所への避難者の移送は、特定福祉避難所が行うこととし、福祉避難所等においては行なわない。ただし、これが困難な場合は、当該災害時要援護者の親族、近隣居住者等の支援者に協力を求めるほか、消防団、警察、他の特定福祉避難所等の協力を得て実施する。

5 特定福祉避難所の閉鎖

(1) 特定福祉避難所の統廃合

- ア 特定福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、避難所の統廃合を図る。
- イ 特定福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している災害時要援護者及びその家族に十分に説明を行う。

(2) 特定福祉避難所の撤収、閉鎖

- ア 避難している災害時要援護者が撤収し、特定福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、特定福祉避難所を閉鎖する。

☆ このマニュアルの作成にあたって参考とした文書 ☆

- 市町村災害時要援護者支援体制マニュアル(平成 19 年に愛知県が策定)
- 茅野市福祉避難所運営マニュアル(平成 20 年に茅野市が策定)
- 地区制による非常参集及び避難所運営マニュアル(平成 20 年に安城市が策定)
- 福祉避難所マニュアル(平成 22 年に安城市が策定)

## 議題 11 (知立市)

## 福祉避難所協定締結団体一覧

平成 29 年 2 月 17 日時点

No	団体名 (施設名)	施設住所	収容人数	対象者
1	特定非営利活動法人 かとれあ福祉ネット (指定管理) (知立市かとれあワークス)	知立市桜木町桜木 1 1 番地 2	30 人程度	知的障がい者及び 精神障がい者
2	社会福祉法人けやきの会 (けやき作業所)	知立市弘法町弘法山 4 3 番地 5	28 人程度	知的障がい者及び 精神障がい者
	(第 2 けやき作業所)	知立市八ッ田町泉 4 5 番地	50 人程度	
3	医療法人光慈会 (知立老人保健施設)	知立市新林町北林 4 4 番地	100 人程度	介護が必要な高齢 者及び身体障害者
4	社会福祉法人知立福祉会 (特別養護老人ホーム ほほえみの里)	知立市昭和 2 丁目 4 番 地 3	60 人程度	介護が必要な高齢 者及び身体障害者
5	社会福祉法人富士会 (特別養護老人ホーム ヴィラトピア知立)	知立市山屋敷町富士塚 1 番地 3 3 6	60 人程度	介護が必要な高齢 者及び身体障害者
6	知立市 (中央子育て支援センター)	知立市東栄 1 丁目 4 5 番地	115 人程度	妊産婦 乳幼児
7	(社団) シルバー人材センター (指定管理) (生きがいセンター)	知立市八ッ田町泉 4 3 - 1	70 人程度	身体障がい者、知 的障がい者及び 精神障がい者
8	有料老人ホーム オレンジ noah (オレンジ生活サービス株式会社)	知立市八ッ田町神明 4 1 番地	50 人程度	介護が必要な高齢 者及び身体障害者
9	おんじいのへや 知立店 (株式会社 ONZiii Act)	知立市八ッ田町泉 3 8	22 人程度	介護が必要な高齢 者及び身体障害者

※収容人数の積算方法

利用可能な面積に国の基準である 3 m<sup>2</sup>/人で割り、施設側と調整した人数

ヴィラトピア  
収容可能人数60名

現有数	品目	数量	備考
生活用消耗品	使い捨て哺乳瓶	0	緊急セットの内訳
	ウエットティッシュ45枚入り	14	タオル×4
	生理用品	0	ウエットティッシュ×1
	ゴミ袋10枚入り	28	ポケットティッシュ×1
	紙おむつ(大人用S)20枚入り	0	軍手×1
	紙おむつ(大人用M)	0	ゴム手袋×1
	紙おむつ(大人用L)	0	ビニール袋×1(6袋)
	紙おむつ(子供用S)	0	コップ1組(4個)
	紙おむつ(子供用M)	0	スプーン・フォークセット×1(各4本)
	紙おむつ(子供用L)	0	物干しロープ×1本
	紙おむつ(新生児)	0	洗濯はさみ×10個
	消毒用アルコール1ℓ	7	絆創膏×15
	トイレトペーパー(12個)	0	包帯×1
て(市役所食料品 一括対応)	アルファーマ(五目)50食	0	ガーゼ×8
	アルファーマ(うめ)	0	マスク×4
	アルファーマ(白かゆ)	0	歯ブラシ×4
	飲料水(2ℓ・6本入り)	0	毛抜き×1
	粉ミルク(10本入り)		風呂敷×1
	アレルゲン(1缶)		携帯ラジオ×1
資機材	間仕切り用パーテーション	1	懐中電灯×1
	毛布	80	チャックポーチ×1
	タオル		鉛筆×1
	トイレ用凝固剤	1050回	メモ用紙×1
	工具箱		ブックレット×1
	ランタン	6	挨拶状×1枚
	難燃性敷物	30	
	緊急セット	1	
	簡易組立ベット	2	
	トイレ用凝固剤(100回分)	3	

# 福祉避難所 備蓄倉庫備蓄品一覧

議題 1 1 別添資料

区分	アルファ米 わかめごはん (1箱50袋1袋100g)			保存水 (2×10年保存)			ビスコ (1袋=5枚×3パック)			ライスクッキー (1箱=8枚)			粉ミルク (ドライミルク)			粉ミルク (フォローアップミルク)			食糧セット (1箱50人)		スケッチイ レ		基固・衛生セット (1箱200回)		トイレト ペーパー		JINRIKI		バーデー ション (テント製)		哺乳類 (便括)		生理用品 1袋28個		子供用紙おむつ S:1袋82枚 M:1袋64枚			子供用紙パンツ L:1袋44枚 ビッグ:1袋38枚			大人用紙おむつ S:1袋34枚 M-L:1袋18枚 L:1袋26枚			大人用紙パンツ M-L:1袋18枚 L-LL:1袋16枚			おしりふ き 1袋60枚	
	箱数	同食分 (kg)	(kg)	箱数	本 量(72)	(箱数)	袋 量(kg)	5	1	48	3	(箱数)	袋 量(kg)	(箱数)	袋 量(kg)	人分	茶	袋(枚)	凝固剤	個	茶	個	個	袋	袋	袋	袋	袋	袋	袋	袋	袋	袋	袋	袋	袋												
介護が必要 な高齢者及 び障がい者	2	100	10	2	12	24	1	60	5	1	48	3				50	1	200	200	96																S	102	3	M-L	54	3	16						
知的障がい 者及び精神 障害者	2	100	10	2	12	24	1	60	5	1	48	3				50	1	200	200	96	1																			16								
知的障がい 者、精神障 害者及び身 体障害者	2	100	10	2	12	24	1	60	5	1	48	3				50	1	200	200	96		4																										
妊産婦及び 乳幼児	2	100	10	2	12	24	1	60	5	1	48	3	1	8	9	1	8	9	50	1	200	200	96					100	40	S	164	2	L	132	3						16							
介護が必要 な高齢者、 身体障害 者、知的障 がい者及び 精神障害者	国産中 平成29年度記録																																															

議題 1 1 (高反中)

# 議題13 (碧南市)

## へきなん障害者ハーモニープラン (碧南市障害福祉計画) 策定に関する調査票 (事業所用)

### ご協力のお願い

日頃から、本市の障害者福祉にご協力いただきありがとうございます。

このたび、本市では障害者福祉の充実を目指し、その指針となる「へきなん障害者ハーモニープラン (第5期障害福祉計画)」策定を進めております。そこで、市内の事業所及び関係団体の皆様にご意見等をお聞かせいただき、今後の取り組みに反映していきたいと考えております。

つきましてはお手数ですが、別添のアンケート調査票にご記入の上、8月18日(金)までにご回答ください。

また、提出いただきましたアンケート結果をもとに後日お話を聞かせていただきたいと思いますので、別添ヒアリング日程表をご記入の上、調査票と併せて同封の返信用封筒にてご送付いただきますようお願いいたします。

平成29年8月

碧南市役所 福祉課  
電話 0566-41-3311

記入日：平成 年 月 日

面談日：平成 年 月 日

貴事業所の名称	記入者氏名 ( ) 電話 ( )
---------	------------------

貴事業所の主な事業内容をご記載ください。

--

①障害福祉サービスを実施、提供するうえでの問題点や課題はありますか。

--



②貴事業所で新たな障害福祉サービスの実施予定や、今後やっていきたいことなどがありますか。

③碧南市で不足している障害福祉サービスは、どのようなものと思われますか。

④障害のある方が就労するにあたって必要な支援は、どのようなものと思われますか。

⑤相談体制の強化に必要なことは、どのようなものと思われますか。

⑥貴事業所と地域との交流は、ありますか。また、地域との交流を行う際に必要なことは、どのようなことだと思われませんか。

⑦障害のある方が地域で暮らすために、今の碧南市に必要なだと思われることは、どのようなことだと思われませんか。

設問は以上になります。お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

へきなん障害者ハーモニープラン（碧南市障害福祉計画）  
策定に関する調査票（障害者団体用）

ご協力をお願い

日頃から、本市の障害者福祉にご協力いただきありがとうございます。

このたび、本市では障害者福祉の充実を目指し、その指針となる「へきなん障害者ハーモニープラン（第5期障害福祉計画）」策定を進めております。そこで、市内の事業所及び関係団体の皆様にご意見等をお聞かせいただき、今後の取り組みに反映していきたいと考えております。

つきましてはお手数ですが、別添のアンケート調査票にご記入の上、8月18日（金）までにご回答ください。

また、提出いただきましたアンケート結果をもとに後日お話を聞かせていただきたいと思いますので、別添ヒアリング日程表をご記入の上、調査票と併せて同封の返信用封筒にてご送付いただきますようお願いいたします。

平成 29 年 8 月

碧南市役所 福祉課  
電話 0566-41-3311

記入日：平成 年 月 日

面談日：平成 年 月 日

貴団体の名称	記入者氏名（ ）電話（ ）
--------	---------------------

貴団体の主な活動内容をご記載ください。

--

①障害のある人に対する周囲の理解についての問題点や課題はありますか。

--

②障害福祉サービスに関する情報提供について、問題点や課題はありますか。

--

③障害福祉サービスの利用にあたって、問題点や課題はありますか。

--

④障害のある方が就労するにあたって、問題点や課題はありますか。

--

⑤障害のある方やその関係者に対する相談支援について、問題点や課題はありますか。

--

⑥碧南市で不足している障害福祉サービスは、どのようなものと思われますか。

⑦障害児（又はその疑いのある児）の育成について、問題点や課題はありますか。

⑧障害のある方が地域で暮らすために、今の碧南市に必要なと思われることは、どのようなこと  
だと思われますか。

設問は以上になります。お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

# 議題14 (碧南市)

## 仕 様 書

### 1 委託内容

委託者は、碧南市福祉タクシー料金助成規程（平成3年碧南市公告第5.0号）に基づいて実施する事業について、同規程第5条の規定による市長があらかじめ指定するタクシー事業者として、受託者に委託するものとする。

### 2 助成の方法

- (1) タクシー1回の利用につき、利用券は2枚まで有効とする。
- (2) 1回の乗車で利用券を1枚使用した場合の受託者が委託者へ請求する上限額は、一般タクシー（普通車）で700円、介護タクシーで630円とする。
- (3) 1回の乗車で利用券を2枚使用した場合の受託者が委託者へ請求する上限額は、一般タクシー（普通車）で1,400円、介護タクシーで1,260円とする。
- (4) 受託者は、事業の利用があったときは、利用券の乗車タクシー業者名欄に受託者名を、利用区間欄部分に乗車及び降車場所を記載し、利用券の使用枚数欄の該当する方を囲み、当利用券の請求金額の欄に当該利用券による請求金額を記載することとする。
- (5) 受託者は、月単位に利用者より受領した利用券をまとめ、これを添えて翌月の10日までに委託者に対し、利用券の枚数分の基本料金（障害者に対する割引分を控除した金額）と実利用金額（障害者に対する割引分を控除した金額）を比較し、低い金額を請求するものとし、委託者は、遅滞なく支払うものとする。

### 3 介護タクシー利用対象者

介護タクシーを利用できるものは、車椅子又はストレッチャーでの移動を必要とするものに限る。

## 議題14 (対合章)

### 刈谷市心身障害者福祉タクシー料金助成事業に関する契約書 (尾張三河)

刈谷市 (以下「発注者」という。) と (以下「受注者」という。) との間において、刈谷市心身障害者福祉タクシー料金助成事業 (以下「助成事業」という。) の実施について、次のとおり契約を締結する。

#### (総則)

第1条 この契約は、刈谷市心身障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱 (昭和61年4月1日施行) に基づき、助成事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

#### (契約期間)

第2条 この契約書の契約期間は、平成28年 月 日から平成29年3月31日までとする。ただし、契約期限の3か月前までに発注者受注者双方より特段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

#### (実施方法)

第3条 受注者は、乗客から身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示され、発注者の発行する刈谷市心身障害者福祉タクシー料金助成利用券 (以下「利用券」という。) の提出を受けたときは、利用券1枚につき次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める額を上限として運賃から控除するものとする。ただし、実際に要した運賃が次の各号に掲げる額を超えないときは、当該運賃の額を助成するものとする。

(1) 一般車輛を利用する場合、提示された手帳ごとに次に掲げるとおりとする。

ア 身体障害者手帳及び療育手帳

普通 670円

イ 精神障害者保健福祉手帳

普通 750円

(2) 福祉輸送車輛 (車いす用昇降機・寝台付き車両) を利用する場合、提示された手帳ごとに次に掲げるとおりとする。

ア 身体障害者手帳及び療育手帳

(ア) 大型 3,780円

(イ) 普通 3,100円

イ 精神障害者保健福祉手帳

(ア) 大型 4,200円

(イ) 普通 3,450円

- 2 乗客は、利用券を1回につき6枚を限度として使用することができる。
- 3 受注者は、運賃が利用券の限度額を超える場合は、その超える部分の運賃を乗客に請求するものとする。
- 4 受注者は、乗客から受け取った利用券に利用年月日、合計運賃、利用券使用枚数、利用券ごとの請求金額、乗車区間、車番、車種を記入し、利用者控えに利用年月日、利用券使用枚数、利用券ごとの請求金額を記入するものとする。

(請求)

第4条 受注者は、前条により運賃から控除した額を実施月分ごとにまとめ、乗客から受け取った利用券を添えて、その翌月10日までに発注者に請求するものとする。

(支払い)

第5条 発注者は、前条により受注者から請求を受けたときは、請求後30日以内に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(発注者の解除権)

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部若しくは一部の解除、競争入札への参加停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない等の措置を講じることができる。

- (1) 受注者の責に帰する理由により、受注者が契約を履行しないとき。
- (2) 受注者が契約の重要な事項に違反したとき。
- (3) 受注者が契約履行について不正行為をしたとき。

- 2 前項の措置を講じた場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の措置を講じた場合において、受注者に損害が生じてもその損害を賠償しない。



(契約内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合には、受注者と協議して契約内容を変更し、又は契約を一時中止若しくは打ち切ることができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
  - (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。
- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(受注者の職員の損害)

第10条 受注者は、契約を履行するにあたり、生じた職員の損害について全責任を持つものとし、理由の如何を問わず発注者は何等その責を負わないものとする。

(損害の負担)

第11条 受注者が契約の履行に関して、受注者の責に帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者はその損害を負担しなければならない。

(記録の保管及び調査)

第12条 受注者は、契約の履行に係る乗務記録を、当該契約の期間の終了後1年間保存しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し報告を求め、乗務記録その他必要な書類を調査することができる。

(守秘義務)

第13条 受注者は、この契約の履行に際して知り得た個人情報その他の事項を、個人の承諾なしに第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第14条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、その都度発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市

刈谷市長 竹中良則

受注者 住所

会社名

代表者

## 刈谷市心身障害者福祉タクシー料金助成事業に関する契約書（名在屋）

刈谷市（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）  
との間において、刈谷市心身障害者福祉タクシー料金助成事業（以下「助成事業」という。）  
の実施について、次のとおり契約を締結する。

### （総則）

第1条 この契約は、刈谷市心身障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱（昭和61年4月  
1日施行）に基づき、助成事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

### （契約期間）

第2条 この契約書の契約期間は、平成28年 月 日から平成29年3月31日までとす  
る。ただし、契約期限の3か月前までに発注者受注者双方より特段の意思表示がないときは、  
自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

### （実施方法）

第3条 受注者は、乗客から身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示さ  
れ、発注者の発行する刈谷市心身障害者福祉タクシー料金助成利用券（以下「利用券」とい  
う。）の提出を受けたときは、利用券1枚につき次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定  
める額を上限として運賃から控除するものとする。ただし、実際に要した運賃が次の各号に  
掲げる額を超えないときは、当該運賃の額を助成するものとする。

（1）一般車輛を利用する場合、提示された手帳ごとに次に掲げるとおりとする。

ア 身体障害者手帳及び療育手帳

（ア）中型 450円

（イ）小型 430円

イ 精神障害者保健福祉手帳

（ア）中型 500円

（イ）小型 480円

（2）福祉輸送車輛（車いす用昇降機・寝台付き車両）を利用する場合、提示された手帳ご  
とに次に掲げるとおりとする。

ア 身体障害者手帳及び療育手帳

（ア）大型 2,980円

(イ) 中型 2, 680円

(ウ) 小型 2, 310円

イ 精神障害者保健福祉手帳

(ア) 大型 3, 320円

(イ) 中型 2, 980円

(ウ) 小型 2, 570円

2 乗客は、利用券を1回につき6枚を限度として使用することができる。

3 受注者は、運賃が利用券の限度額を超える場合は、その超える部分の運賃を乗客に請求するものとする。

4 受注者は、乗客から受け取った利用券に利用年月日、合計運賃、利用券使用枚数、利用券ごとの請求金額、乗車区間、車番、車種を記入し、利用者控えに利用年月日、利用券使用枚数、利用券ごとの請求金額を記入するものとする。

(請求)

第4条 受注者は、前条により運賃から控除した額を実施月分ごとにまとめ、乗客から受け取った利用券を添えて、その翌月10日までに発注者に請求するものとする。

(支払い)

第5条 発注者は、前条により受注者から請求を受けたときは、請求後30日以内に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(発注者の解除権)

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部若しくは一部の解除、競争入札への参加停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない等の措置を講じることができる。

(1) 受注者の責に帰する理由により、受注者が契約を履行しないとき。

(2) 受注者が契約の重要な事項に違反したとき。

(3) 受注者が契約履行について不正行為をしたとき。

2 前項の措置を講じた場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償しなければならない。

3 第1項の措置を講じた場合において、受注者に損害が生じてもその損害を賠償しない。

(契約内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合には、受注者と協議して契約内容を変更し、又は契約を一時中止若しくは打ち切ることができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7.7号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(受注者の職員の損害)

第10条 受注者は、契約を履行するにあたり、生じた職員の損害について全責任を持つものとし、理由の如何を問わず発注者は何等その責を負わないものとする。

(損害の負担)

第11条 受注者が契約の履行に関して、受注者の責に帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者はその損害を負担しなければならない。

(記録の保管及び調査)

第12条 受注者は、契約の履行に係る乗務記録を、当該契約の期間の終了後1年間保存しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し報告を求め、乗務記録その他必要な書類を調査することができる。

(守秘義務)

第13条 受注者は、この契約の履行に際して知り得た個人情報その他の事項を、個人の承諾なしに第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第14条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、その都度発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市

代表者 刈谷市長 竹中良則

受注者 住所

会社名

代表者

# 議題 14 (安城市)

## 障害者福祉タクシー料金扶助契約書

安城市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）との間において、安城市障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱（以下要綱という。）に基づき実施するタクシー料金（障害者割引後のタクシー料金をいう。以下同じ。）の一部助成について、次のとおり契約を締結する。

### （総則）

第1条 この契約は、発注者より障害者福祉タクシー料金助成利用券（以下「利用券」という。）の交付を受けた障害者（以下「乗客」という。）が、受注者が使用するタクシーを利用した場合の利用料金の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

### （費用負担）

第2条 受注者は、乗客から発注者の発行する利用券の提出を受けたときは、乗客の利用したタクシーの種別に応じて利用券1枚につき次の表に定める額を助成するものとする。ただし、実際に要した運賃が同表に掲げる額を超えないときは、当該運賃の額を助成するものとする。また、乗客は、1回の乗車につき1枚を限度として使用することができるものとし、受注者はこれを受け取るものとする。

タクシーの種別		助成額の上限額
リフトなしタクシー	普通車	630円
リフト付きタクシー	普通車	2,880円
	大型車	3,370円

2 受注者は、前項の規定に基づき利用券の提供を受けたときは、当該運賃から助成額を控除した額を当該乗客に請求するものとする。

### （請求）

第3条 受注者は、前条の規定による額を請求するときは、乗客から受け取った利用券を添えて、その実施月分をまとめて翌月10日までに発注者に請求するものとする。

### （支払い）

第4条 発注者は、前条により受注者から請求を受けたときは、請求後30日以内に支払うものとする。

### （権利譲渡の禁止）

第5条 受注者は、第三者に対しこの契約による発注者との債権債務の一部若しく

は全部の実施を請け負わせ、又は譲渡してはならない。

(履行期間)

第6条 この契約の履行期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(個人情報の保護)

第7条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(受注者の責務)

第8条 受注者は、この事業の実施に関し、乗務員に対する周知と研修を行わなければならない。

(環境への配慮)

第9条 受注者は、事業を行うに当たっては、省エネルギー、省資源、廃棄物等の排出抑制など環境への負荷の低減に努めるものとする。

(契約の解除)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。また、発注者がこの契約を解除したため受注者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

- (1) 受注者がこの契約に定める各条項を正当な理由なくして履行しないとき。
- (2) 契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) 契約の履行に不正な行為があったとき。
- (4) 故意または過失により、発注者に重大な損害を与えたとき。
- (5) 契約の解除を申し出、発注者がこれを承認したとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(暴力団等解除に係る解除)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあって



はその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
  - (7) 暴対法第32条第1項各号に掲げる者であると認められるとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
  - 3 発注者は、前2項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。
  - 4 前項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても同様とする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第12条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要

求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。  
以下同じ。)を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、警察へ被害届  
を提出しなければならない。

- 2 受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の  
提出を怠ったと認められる場合は、安城市の調達契約からの排除措置を講じるこ  
とがある。

(不正行為に係る調査及び賠償)

第13条 発注者は、受注者に不正行為があると疑われる場合は、受注者を調査し、  
不正があると確認したときは、必要に応じて損害の賠償を受注者に求めることが  
できる。

(協議)

第14条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項につい  
ては、その都度発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者の記名押印の  
うえそれぞれ1通を保有する。

平成29年4月1日

発注者 安城市桜町18番23号

安城市

安城市長 神谷 学

受注者

# 議題14 (西尾市)

## 西尾市心身障害者福祉タクシー料金助成事業に関する契約書

西尾市長（以下「甲」という。）と〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、西尾市心身障害者福祉タクシー助成事業（以下「助成事業」という。）の実施について、次のとおり契約を締結する。

### （総則）

第1条 この契約は、西尾市心身障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱（平成3年8月20日施行）に基づき、助成事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

### （実施方法）

第2条 乙は、乗客から甲の発行する西尾市心身障害者福祉タクシー料金助成利用券（以下「利用券」という。）の提出を受け、かつ身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の提示により障害者本人であることを確認したときは、利用券1枚につき500円（満たない場合は相当金額）を運賃から控除するものとする。

2 乗客は、利用券を1乗車につき4枚を限度として使用することができる。

3 乙は、運賃が利用券の限度額を超える場合は、その超える部分の運賃を乗客に請求するものとする。

4 乙は、乗客から受け取った利用券に合計運賃、端数が生じた場合はその金額、利用券使用枚数、会社名、乗務員名、利用日、下車時間を記入するものとする。

### （請求）

第3条 乙は、前条により控除した金額について、乗客から受取った利用券を添えて、その実施月分をまとめて翌月10日までに甲に請求するものとする。

### （支払い）

第4条 甲は、前条により乙からの請求を受取ったときは、速やかに乙に支払うものとする。

### （再委託等の禁止）

第5条 乙は、第三者に対しこの契約による甲との債権債務の一部若しくは全部の実施を請負わせ、又は譲渡してはならない。

### （契約保証金）

第6条 契約保証金は、西尾市契約規則第31条第9号の規定により免除する。

### （契約期間）

第7条 この契約の契約期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

### （契約の解除）

第8条 甲は、乙がこの契約に定める各条項を正当な理由なくして履行しないときは、契約を解除することができる。

### （損害賠償）

第9条 前条により契約を解除した場合、甲は、乙に損害が生じてもその損害を賠償しないものとする。

### （暴力団排除に係る措置）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人その他団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」とい

- う。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

- 第11条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、甲への報告及び警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 甲は乙が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は競争入札への参加停止措置、又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(守秘義務)

- 第12条 乙は、この契約の履行に際して知り得た個人情報その他事項を、個人の承諾なしに第三者に漏らしてはならない。

(定めのない事項の処理)

- 第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 西尾市寄住町下田2番地  
西尾市  
代表者 西尾市長

乙 ○○○○○○124番地12  
○○○○株式会社  
代表取締役 ○○○○○

# 議題 14 (知立市) (案)

## 知立市障害者福祉タクシー料金助成事業に関する契約書

知立市長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、知立市障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱に基づき実施する障害者福祉タクシー料金助成事業（以下「助成事業」という。）について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 この契約は、助成事業の実施について、タクシーの利用に係る運賃及び料金（以下「タクシー料金」という。）に対する助成額、助成方法等の必要な事項を定めるものとする。

(実施期間)

第2条 この契約の実施期間は、次のとおりとする。

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(本人確認の実施)

第3条 乙は、甲が交付した障害者福祉タクシー料金助成利用券（以下「利用券」という。）によりタクシー料金の精算を申し出た者（以下「利用者」という。）があった場合は、利用者に対して身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示を求め、利用券の交付を受けた本人であることが確認できた場合に限り利用券の使用を承諾することとする。

(助成上限額)

第4条 本契約による利用券1枚あたりの助成の上限額（以下「助成基準額」という。）は、利用者が乗車するタクシー（以下「利用タクシー」という。）の種類及び適用する運賃の種類に応じ、次表のとおりとする。

適用する運賃の種類	利用タクシーの種類			
	普通車（中型車）		普通車（中型車）以外	
	運賃助成	迎車料金助成	運賃助成	迎車料金助成
距離制運賃	円	円	円	円
時間制運賃	円	円	円	円

2 前項の迎車料金は、迎車回送を行った場合に限り助成の対象とする。

(利用枚数の上限)

第5条 利用券は、乗車1回につき6枚を限度に使用できることとする。

(助成額超過分の精算)

第6条 利用者が乙に提出した利用券の枚数に応じて第4条の規定に基づき算定される助成の額（以下「助成基準総額」という。）がタクシー料金に満たない場合は、乙はタクシー料金と助成基準額との差額を直接利用者に請求するものとする。

(案)

(助成上限額の差額)

第7条 助成基準総額がタクシー料金を上回る場合は、両者の差額分（以下「料金超過額」という。）は助成の対象外とする。

2 前項において、乙は料金超過額を現金等により返還しない旨を利用者に伝えなければならない。

(助成券の処理)

第8条 乙は、利用者から受け取った利用券のすべてに、「利用年月日」「この券の助成額」「利用枚数」「利用者の手帳番号」を記入し、自社の「乗車タクシー名」に○印を付けることとする。

2 利用券の「この券の助成額」欄には、助成の額として、第4条、第6条及び第7条の規定により算定された当該利用券に係る運賃及び迎車料金の額を記入することとする。

3 利用券の「迎車料金」欄には、迎車料金が発生した場合にのみ第6条の助成額を記入することとする。ただし、1乗車に利用券を複数枚使用する場合は、その内の1枚にのみ助成額を記入し、他の利用券は「0円」と記入すること。

(市への請求)

第9条 乙は、利用券により助成した額を、利用券を受け取った月ごとに集計して、翌月10日までに甲に請求するものとする。

2 乙は、前項の請求を行う場合には、利用者から受け取った利用券及び請求内容の明細等の資料を添付しなければならない。

(支払い)

第10条 甲は、乙から請求を受けた場合は、請求内容を審査し、適切な請求であることが確認できたときは、請求後30日以内に支払うものとする。

2 前項による審査の結果、不明な点等が生じた場合は、甲は乙に対して請求内容の説明および訂正を求めることができることとする。

3 前項の場合の支払は、甲が請求内容を適切なものと確認できた日より30日以内に支払うものとする。

(譲渡等の禁止)

第11条 乙は、第三者に対しこの契約により甲との間に生じる債権債務の一部若しくは全部を請け負わせ、又は譲渡してはならない。

2 乙は、他の事業者が受け取った利用券を、これに代わって甲に請求してはならない。

(不適切な請求の調査義務、助成額の返還)

第12条 乙は、甲に対する不適切な請求により本来受領すべき助成額を超える額（以下「超過額」という。）を受領した場合は、速やかに甲にその旨を申し出なければならない。

2 乙は、前項に規定する超過額については、これを甲に返還しなければならない。

(案)

(守秘義務)

第13条 乙は、助成事業の実施により知り得た利用者の個人情報を、他に漏らしてはならない。

2 乙は、利用者及びその家族等に対し、利用者の個人情報を有していることを主張し、もしくは個人情報の保持を条件に何らかの要求を行ってはならない。

(指導監督義務)

第14条 乙は、助成事業が適切に実施されるようにするため、助成事業の実施方法及び前条について従業員を指導・監督しなければならない。

(契約解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める各条項を正当な理由なくして履行しないときは、契約を解除することができる。

(損害賠償の免除)

第16条 前条により契約を解除した場合は、甲は、乙に損害が生じてもその損害を賠償しないものとする。

(補則)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じた事項について、これを定める必要があるときは、その都度甲、乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上それぞれ1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 知立市広見三丁目1番地  
知立市  
代表者 知立市長 林 郁夫 印

乙 所在地

氏名  
名称及び  
代表者氏名 印

# 議題 14 (高浜市)

## 高浜市障害者福祉タクシー料金に関する契約書

高浜市長（以下「甲」という。）と、\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間において、高浜市障害者福祉タクシー料金助成事業（以下「助成事業」という。）の実施について、次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約は、助成事業の実施について、タクシー料金利用方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 乙は、利用者から甲の発行する障害者福祉タクシー料金助成券（以下「助成券」という。）の提出を受けたときは、助成券1枚につき助成する額を次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める額（以下「基本料金」という。）とする。

(1) タクシー（高浜市ふれあいサービス「ハートリボン号」を含む。）を利用する場合、普通車タクシーの距離制運賃による初乗運賃に相当する額とする。ただし、障害者割引を適用している場合は適用後の額とする。また、自宅等より迎えの依頼があった場合は、「お迎え料金」を含めた額とする。

(2) 利用者は、乗車1回につき助成券1枚を限度として使用することができる。

第3条 乙は、前条の規定により利用者から助成券の提出を受けたときは、当該助成券に、利用年月日、乗車地、降車地及びお迎え料金の有無を記入しなければならない。

第4条 乙は、乗客から受け取った助成券を添えて、その実施月分をまとめて翌月10日までに甲に請求するものとする。

第5条 甲は、前条により乙から請求を受けたときは、請求後30日以内に支払うものとする。

第6条 乙は、第三者に対しこの契約による甲との債権債務の一部若しくは全部の実施を請け負わせ、又は譲渡してはならない。

第7条 この契約の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

第8条 甲は、乙がこの契約に定める各条項を正当な理由なくして履行しないときは、契約を解除することができる。

第9条 前条により契約を解除した場合、甲は乙に損害が生じてもその損害を賠償しないものとする。

第10条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じた事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 高浜市青木町四丁目1番地2  
高浜市  
代表者

乙